

ASEAN 主要国の対内投資政策とマレーシア

2022 年 7 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

クアラルンプール事務所

ビジネス展開・人材支援部

目次

第1. 税制	4
第2. 投資インセンティブ	16
第3. 地域統括拠点への優遇措置	29
第4. ワンストップセンター	32
第5. ローカル人材採用へのインセンティブ	39
第6. 新型コロナを機に導入された投資誘致策・法制度	41

はじめに

2年以上の新型コロナ禍を経て、ASEAN 各国の投資環境にも変化が生じている。ポストコロナ期の日本企業の投資先選定に際し、各国の投資政策を改めて比較検討することは重要と考えられる。マレーシアの投資政策に関し、進出日系企業間で共有されている問題点として、ワンストップセンター機能の欠如、投資インセンティブが総花的であること、既進出企業に対する優遇措置の不足といった点が挙げられる。

本レポートでは、ASEAN 主要6カ国（マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム）の投資政策を比較し各国の特徴を抽出した。具体的には、各国の税制、投資インセンティブ、地域統括拠点への優遇措置といった、主要政策を取りまとめた。その上で、ASEAN 間で横串比較した上での、マレーシアの投資施策の特徴や優位性、劣位性を整理し、企業の投資戦略策定に際しての参考資料とすることを目的としている。マレーシアには周辺国と同様に、奨励業種に対する法人税免除などの優遇策や、地域統括拠点における事業の税制面での優遇措置がある。さらに、マレーシアは環境技術、造船、貿易、マルチメディアなど様々な産業別のインセンティブを設けているといった特徴がある。一方で、全産業を統括するワンストップセンターについては、諸外国と比べてその機能やカバレッジの面で改善の余地があると言える。

とりわけポストコロナ期におけるアジアへの投資を検討する中小日系企業にとって、本レポートが情報収集の一助となれば幸いである。

2022年7月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
クアラルンプール事務所
ビジネス展開・人材支援部

第 1. 税制

1. シンガポール

(1) 法人税 (Corporate Income Tax)

法人の所得は、所得税法 (Income Tax Act) および経済拡大奨励法 (Economic Expansion Incentives(Relief from Income Tax) Act) に基づいて課税され、内国歳入庁(IRAS : Inland Revenue Authority of Singapore)が管轄している。税務上のインセンティブについては、シンガポール経済開発庁 (EDB : Economic Development Board)、エンタープライズシンガポール (ESG :Enterprise Singapore) およびシンガポール金融管理局 (MAS: Monetary Authority of Singapore) などが管轄している。

法人税率は、17%である。シンガポールでは属地主義が採用されており、(1)シンガポールで生じた所得または源泉所得、(2)国外源泉所得のうちシンガポールで受領した所得が課税対象となる。もっとも国外源泉所得のうち、以下の場合には免税または減税がされることがある。

- ・ シンガポールとの二重課税防止協定を締結している国・地域で得られた特定の外国所得に課せられる免税または減税
- ・ 所得税法 13 条 8 項に基づく免税 ((a)当該所得を受領した外国の管轄区域において、課税の対象とされていること、(b)当該所得を受領した外国の管轄区域の最高法人税率がシンガポールにおいて受領した時点で 15%以上であること、かつ、(c)シンガポール居住会社にとって便益があると認められる場合は、配当金、国外支店の所得、サービス所得は、免税となる (同条 9 項))。
- ・ シンガポールにおいて同様に課税対象となっている所得について、外国の管轄区域で支払われた税金に対する外国税額控除

なお、シンガポールにおける、不動産、株式、金融商品の売却による利益は、原則として、課税対象とならない (ただし、不動産取引による利益は課税対象となる場合がある)。

(2) 源泉所得税 (Withholding Tax)

ロイヤルティー、利子、技術支援料などについて、シンガポールにおいて生じた所得が国外の非居住会社に支払われる場合は、源泉所得税の課税対象となる。原則として、ローンなどに関して支払われる利子・手数料などには 15%、知的財産などの使用に対するロイヤルティーは 10%、技術支援料およびマネジメントフィーには法人税率(17%)が課税される。

いくつか例外が設けられており、例えば、国外の非居住会社のシンガポール支店に対して支払うロイヤルティー、利子などは、課税対象とはならない。また、二重課税防止条約締結国の居住会社への支払いの場合には、減税または免除の適用を受けられる可能性がある。

(3) 個人所得税 (Individual Income Tax)

- ・ 居住者の個人所得税

個人の居住者には累進課税制度が適用される。最初の 2 万 ドルまでの所得額には税率 0% から、32 万 ドルを超える所得額には最高税率 22%(賦課年度 2023 年まで)まで課税される。外国人がシンガポールで就労する場合、年間 183 日以上シンガポールに居住するとき、賦課年度をまたがって続けて 183 日以上居住するとき、3 年間連続で居住するときは、所得税法上の居住者に該当し、居住者として所得税申告をする義務がある。

- ・ 非居住者の個人所得税

非居住者である個人の所得には、15%で計算される税額、もしくは居住者に適用される税額のいずれか高い方の税額が適用される。

年間の滞在日数が 61 日以上 182 日以下の場合には、非居住者に該当し、非居住者の所得税率が適用される。ただし、滞在日数が 182 日以下の場合には、二重課税防止条約に基づく一定の要件を満たせば所得税課税が免税とされる場合もある。また、滞在日数が年間 60 日以下の場合には、免税となる。

(4) 物品・サービス税 (Goods & Services Tax : GST)

標準税率は 現在は 7%であるが¹、2023 年から 8%、2024 年から 9%に引き上げられる。基本的にすべての物品およびサービスが課税対象である。ただし、商品の輸出や国際輸送などの一定の国際サービスに該当するものなどは非課税である。また、金融サービス、住宅用不動産の販売・リース、金などの取引は課税対象外である。

1 年の課税売上高が 100 万 ドル超の企業は IRAS に GST 登録を行い、自社の商品やサービスを国内で販売・提供する際には GST を課す義務がある。ただし、以下の条件を満たす場合には登録の免除を申請することができる。

- ・ 税率ゼロの取引 (Zero-Rated Transactions) が全課税所得の 90%を超えていること
- ・ GST に登録されている者に対して支払う仕入 GST (Input Tax) が受け取る売上 GST (Output Tax) を上回ること

2. タイ

(1) 法人税 (Corporate Income Tax)

タイで事業活動を行う外国企業の支店を含む株式会社、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、営利事業を営む団体または財団などが対象となる。タイ国内で事業活動を行わない法人については、租税条約による免税措置がない限り、仲介料、サービス料、利息、配当、

¹ 2022 年 6 月 23 日時点

キャピタルゲイン、不動産の賃貸料などのタイ国内で得た所得に対して課税対象となる。法人税率は、原則 20%であるが、納税者の形態によって以下のとおり税率が異なる。

- ・ 各会計年度末において払込済資本金が 500 万バーツ以下であり、かつ会計年度における収益が 3000 万バーツ以下の中小企業
純利益が 30 万バーツまでの場合は、0%
同 30 万超～300 万バーツまでの場合は、15%
同 300 万バーツ超の場合は、20%
- ・ 国際輸送事業に従事する外国企業は、総収入に対して 3%
- ・ タイで事業を行っていない外国企業が受け取る配当金収入は、総収入に対して 10%
- ・ タイで事業を行っていない外国企業が受け取る配当金以外の収入は、総収入に対して 15%
- ・ タイから事業を撤退する会社の資産売却収益は、売却収益に対して 10%
- ・ 営利社団および財団は、総収入に対して 10%（特定の所得は 2%）

（２）源泉所得税（Withholding Tax）

源泉所得税は、所得者による前払税とみなされ、最終的に同種の税項目との間で相殺できる。税率については、配当金は 10%、利息は 1%（受取人が課税対象となる団体または財団の場合は 10%）、特許権、著作権などのロイヤルティーは 3%（受取人が課税対象となる団体または財団の場合は 10%）、広告料は 2%、サービス料は 3%（ただし、受取人が恒久的な支店をもたない外国法人の場合は 5%）である。源泉所得税は、新型コロナウイルスの影響により、2020 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間、e-withholding tax システムを利用して納税した場合には、特定の支払いについて一定の減税が認められる。

タイ国内で事業を営まない外国の会社への収益の送金には、租税条約による免税措置がなければ、10%または 15%の源泉所得税が課される。

（３）個人所得税（Personal Income Tax : PIT）

課税対象となる所得は、納税者が居住者であるか、非居住者であるかによって異なる。

・ 居住者

居住者の場合、タイに源泉のある所得は、課税所得に対して 0～35%の累進課税となる。課税所得は、総所得から控除可能なすべての経費控除および所得控除を差し引いて算出する。最初の 15 万バーツまでの所得額には税率 0%から、500 万バーツを超える所得額には 35%まで課税される。

居住者とは、一暦年中のタイの滞在日数の合計が 180 日以上である者を指す。居住者は、タイに源泉のある所得に加えて、源泉が外国にある所得のうち、タイに送金された、または、持ち込まれた所得に対しても、所得税の納税義務がある。

・ 非居住者

非居住者は、タイに源泉のある所得に対してのみ所得税の納税義務がある。

(4) 付加価値税 (VAT)

タイ国内における物品の販売、サービスの提供および輸入に対して課税される。物品やサービスの提供を継続的に行う事業者で、年間 180 万バーツを超える収入がある者は、VAT の納税義務がある。タイ国内向けの海外のデジタルサービスプロバイダーまたは電子プラットフォームの運用者についても、納税者登録の義務および VAT の納税義務を負う。税率は、一般に 7% であるが、特定の事業に対しては 0% の税率が適用される。

(5) 物品税 (Excise Tax)

物品税は、嗜好品と考えられる特定の商品およびサービスに対して課税される。従価税（希望小売価格ベース）または従量税（数量・重量ベース）もしくはその両方で算出される。課税対象品目は、石油製品、アルコール飲料、一部のノンアルコール飲料、一部の電気製品、香水・化粧品、クリスタルガラス製品、自動車、自動二輪車、ヨット、バッテリー、大理石、娯楽サービス、競馬場、宝くじ、ゴルフ場、通信サービスなどである。

(6) 特定事業税 (Specific Business Tax : SBT)

特定事業税は、金融機関、証券、保険、不動産販売業などの特定事業に課税される。商業銀行、金融、証券業務については 3.0%（特定の銀行業務については 0.01% に減税）、生命保険、質業については 2.5%、不動産販売については 3.0% が課税される。

一般企業でも土地の譲渡を行った場合、貸付金金利を受領した場合に課せられる。特定事業税の納税の義務がある個人や団体はすべて、事業開始の日から 30 日以内に税務署に登録申請を提出し SBT システムに登録しなければならない。

(7) 相続税 (Inheritance Tax)

1 億バーツ超の相続税課税対象資産を相続した相続人のうち、直系尊属または直系卑属の場合には 5%、それ以外の場合には 10% の相続税が課税される。相続税の対象となる財産は、不動産、証券取引法に定める有価証券、銀行預金などである。相続税の対象となる法人は、タイで登録されている法人、またはタイ国籍者が 50% 以上の株式を保有している法人である。

3. インドネシア

(1) 法人税 (Corporate Income Tax)

法人税率は、原則として 22% である。払込済株式の最低 40% 以上が上場されていること、

300人以上の一般株主に保有され、各株式の持ち株比率が5%未満であることなどの特定の条件を満たす公開会社は19%となる。

年間売上が500億ルピア以下の法人納税者は、48億ルピアまでの総売上の中の課税所得に対して、比例的に標準税率の50%の減税がなされる。売上総額が48億ルピア未満の特定の企業には、売上総額に対して0.5%の最終課税（Final tax）が課せられる。

インドネシアで設立されたか、インドネシアに住所をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設（Permanent Establishment：PE）を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負う。

なお、法人税率は20%に減税される予定であったが、税制調和法(HPP)の成立により22%に据え置かれることとなった。

（2）源泉徴収税（Withholding Tax）

特定の所得項目に源泉税が課される場合には、一般に、支払側に税金を源泉徴収する義務がある。各種の源泉徴収税は、以下のように所得税法の関連条文番号を使って呼ばれている。

- ・ 第21条は、個人に対する給与、その他支払に関する規定である。雇用主は、従業員に支払う給与から所得税を天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他の支払いに対しても同様に適用される。税務登録番号未取得の個人納税者には、通常の源泉税に加えて20%の課徴金が課される。
- ・ 第22条は、特定の消費財の輸入、落札輸入物品、一定の政府による物品の購入、国有企業による商品の購入などに課される。
- ・ 第23条は、居住者に対する特定の支払（配当、利息、ロイヤルティーなど）に対して、その総額の15%または2%の税率で課される。
- ・ 第26条は、非居住者に対する支払いについて、租税条約の免除措置がない限り、特定の支払（配当、利息、ロイヤルティーなど）に対して20%の税率が課される。

（3）個人所得税（Individual Income Tax）

インドネシアの税務上の居住者は一般的に国内外を問わず全ての所得に対して課税される。年間の課税所得によって累進的に課税され、税率は、年間の課税所得が6000万ルピア以下については5%、6000万ルピア超から2億5000万ルピア以下については15%、2億5000万ルピア超から5億ルピア以下については25%、5億ルピア超から50億ルピア以下については30%、50億ルピア超については35%である。

インドネシアに住所がある者、1年に183日以上インドネシアに滞在している者、もしくは、課税年度中にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する予定の者が税務上の居住者として扱われる。

非居住者のインドネシア源泉所得に対しては、原則として20%の源泉徴収税が課される。

(4) 付加価値税 (Value Added Tax)

インドネシア国内で課税対象の物品の引渡しやサービス提供などが行われた場合に課税される。企業は、年間売上高 48 億ルピア以上の場合には、税務署で課税事業者(PKP)として登録することが必要である。

税率は原則として 11%であるが、政令により 5%から 15%の範囲で増減可能となっている。また、2025 年 1 月 1 日から 12%となる。物品の輸出については原則として税率 0%が適用される。

(5) 物品税 (Excise Tax)

タバコ、酒類などの、社会に対して悪影響を与える可能性があるものに対して課される。

(6) 奢侈品販売税 (Luxury-goods Sales Tax)

特定の物品の引渡しやサービスの提供、輸入に対して一度だけ課される。最高 200%まで課税することは可能であるが、現在の税率は、10~95%までである。

自動車、高級住宅、アパート、コンドミニウム、タウンハウス、気球、銃弾、公用／商用以外の飛行機、ヘリコプター、軍用以外の銃火器、国用・公共輸送向け以外のクルーザー、遊覧船、フェリー、ヨットなどが対象となる。

(7) 炭素税 (Carbon Tax)

炭素を含む物品を購入する、炭素を排出する活動を行う個人または法人に対して課される。

4. フィリピン

(1) 法人税 (Corporate Income Tax)

税率は、原則として 25%である。

フィリピン法の下で設立された国内法人については、すべての課税所得に対して 25%の税率で課税される。課税所得が 500 万ペソ以下、かつ、総資産（事務所、工場および設備が所在する土地を除く）が 1 億ペソ以下の内国法人については、20%の税率で課税される。フィリピン国内で事業に従事する支店などの居住外国法人は、フィリピン源泉の課税所得に対してのみ、国内法人と同じ税率で課税される。

フィリピン国内で事業に従事しない非居住外国法人は、フィリピン源泉の総所得に対して 25%の税率で課税される。

最低法人税制度 (Minimum Corporate Income Tax)

最低法人税は、事業開始年度より 4 年度目以降において、通常法人税額 (25%) が MCIT (最低法人税額) を下回る場合に課せられる。赤字法人であっても納税義務が生じる。

MCIT は、総所得 (Gross Income) を課税標準として 2%の税率 (2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日の期間においては、時限的に 1%) を乗じることにより算出される。

(2) 源泉所得税 (Withholding Tax)

拡大源泉所得税 (Expanded Withholding Tax) と給与に関する源泉所得税 (Withholding Tax on Compensation) の 2 種類がある。

拡大源泉所得税は、オフィスやコンドミニアム、社用車などの賃貸契約に対して 5%、コンサルティングなどのプロフェッショナルサービスに対して 15% (72 万ペソを超えない場合には 10%)、下請けサービスに対して 2%が課される。

給与に対する源泉所得税は、給与の支払に対して課される。

(3) 個人所得税 (Individual Income Tax)

居住国民の全世界所得、非居住国民・居住外国人のフィリピン源泉所得、非居住外国人でフィリピン滞在日数が年間 180 日以上の場合のフィリピン源泉所得は、累進税率 0~35%で課税される。非居住外国人でフィリピン滞在日数が年間 180 日未満の者は、フィリピン源泉所得に対して一律 25%の税率が適用される。

(4) 付加価値税 (Value Added Tax : VAT)

一定の例外を除き、物品の販売、交換、リース、物品の輸入およびサービスの提供を行う者は、その総販売価額または総受領額に対して 12%の税率で VAT が課せられる。農作物・海産物、専門家による医療サービスなどについては免税措置がとられている。

(5) 物品税 (Excise Tax)

特定の輸出品または国産品に対して物品税が課せられる。物品の重量、数量などの物理的測定単位に基づく従量税、または、物品の売価などの明示された価額に基づく従価税により課税額が算出される。酒類、タバコ製品、自動車、奢侈品 (宝石、香水、化粧水など)、ヨットなどの娯楽・スポーツ用船舶などが対象となる。

(6) パーセンテージ税 (Percentage Tax)

金融機関、保険会社、通信会社、電気ガス水道業者などは VAT の代わりに、業種ごとに定められるパーセンテージ税が適用される。

5. ベトナム

(1) 法人税 (Corporate Income Tax)

法人税の標準税率は 20%である。ただし、石油・ガス会社などの特定の分野については、32~50%の税率が適用される。また、特定の鉱物資源の探査、開発を行う企業には、プロジェクトの地区に応じて 40%または 50%の税率が適用される。納税義務者は、ベトナムの企業法などに従い設立された企業である内国法人、および、外国の法令により設立されたベトナム国内に恒久的施設を有し、ベトナム国内を源泉とする所得を有する外国法人である。

(2) 外国契約者税 (Foreign Contractor Tax : FCT)

ベトナムでの契約に基づいて、ベトナムにおいて事業を行っている、または、所得を得ている外国の会社および個人に適用される。利息、ロイヤルティー、サービス料、リース料、保険料、運送料、有価証券の譲渡、ベトナム内で提供される物品または提供されるサービスなどに関する所得が対象となる。

(3) 付加価値税 (Value Added Tax : VAT)

課税対象は、ベトナム国内において製造、販売、消費される物品およびサービスで、海外から輸入したものも含まれる。標準税率は 10%であるが、一部の物品およびサービスに 0%または 5%が適用される。

輸出品、輸出サービスなどについては 0%、必需品/必需サービス、水、肥料、教育助成、児童用書籍、食料品、医薬品および医療機器、畜産物、農業用の特別な機器、農産品、農業サービス、科学技術サービス、基礎化学品などについては 5%が適用される。

原則、ベトナムの VAT には年度確定申告の制度がないため、仕入 VAT が売上 VAT を超過している場合は、当該超過額を翌課税期間に繰り越すことができる。

(4) 資本譲渡利益税 (Capital Assignment Profit Tax : CAPT)

ベトナム企業の売却による利益は 20%の法人税の対象となる。法人税と区別される税ではないが、一般的に資本譲渡税と呼ばれている。課税対象となる利益は、譲渡価格から原価(初回の譲渡については、当初の資本拠出額)と譲渡費用を控除して算出される。

譲渡人が外国企業の場合は、ベトナム企業である譲受人は、譲渡人への支払から税金を源泉徴収して納税する義務がある。譲受人も外国企業の場合、譲渡されるベトナムの企業が資本譲渡税の申告および納税の義務がある。

外国企業による有価証券(債券、公開株式会社の株式など)の譲渡については、みなし税として売却価額の 0.1%の法人税が課されるが、居住法人が得る有価証券の譲渡益に対しては、20%の税率が課される。

(5) 事業免許税

生産・事業活動を行う組織や個人に対して、登録資本金額、または年間売上額に応じて課される。

(6) 環境保護税 (Environment Protection Tax : EPT)

環境に有害であるとみなされている特定商品（ガソリン・石炭など）を製造または輸入している企業・個人に対して、課税数量に従量税率を乗じた金額により課される。

(7) 天然資源税 (Natural Resources Tax : NRT)

ベトナムが指定する石油、鉱物、森林資源、水産物、天然水などの開発に対して課される。具体的な税率は、1～40%の範囲で定められている。税率は利用される天然資源によって変わり、単位当たりの指定された税額で生産量に対し適用される。石油、天然ガス、石炭ガスは一日あたりの平均産出高により、累進課税で課税される。

(8) 個人所得税 (Personal Income Tax : PIT)

各所得の類型に応じた課税所得計算が規定されており、居住者と非居住者の区分により、課税対象となる所得の範囲と税率が異なる。

1 暦年または入国日から起算して連続する 12 カ月間のうち、ベトナム国内に 183 日以上滞在している者、ベトナム国内に恒久的な居所を有する者、恒久的居所（外国人の場合在留許可証などに登録された住居）を有する者、契約期間が 183 日以上の賃貸住宅などを有する者は居住者として区分される。これに該当しない者は、非居住者となる。

居住者は、所得の源泉がベトナム国内・国外を問わず、課税対象となる。

非居住者は、原則として、ベトナム国内を源泉とする所得が発生した場合に、納税義務が発生する。非居住者は、課税年度におけるベトナムに関連する雇用所得に対して一律 20%の税率で個人所得税が課される。また、雇用所得以外の所得については、個別の税率によって課される。ただし、租税条約上の規定による場合がある。

(9) 特別売上税 (Special Sales Tax : SST)

タバコや酒類、24 席未満の自動車、飛行機、ヨットなどの物品、ダンスホール、マッサージ、カジノなどのサービスに対して、課税価額に各税率を乗じて課税される。寄付や再輸出を目的とする輸入物品、貨物や旅客の輸送目的の飛行機やヨットなどは免税される。

6. マレーシア

(1) 法人税 (Income Tax)

法人所得税は、所得税法 (Income Tax 1967) に基づいて課税され、内国歳入庁 (IRBM : Inland Revenue Board of Malaysia) が管轄している。

会社は居住会社と非居住会社に分類され、課税期間中の会社の管理・統制がマレーシアにお

いて行われている場合は、居住会社にあたる。少なくとも年に1回取締役会がマレーシア国内で行われ、当該取締役会の議事録が作成されているような場合は、居住会社とみなされる。

課税対象所得については、属地的な性質を持ち、マレーシア国内で受領した国外源泉所得は、免税とされていたが、2022年1月1日より、マレーシア国内で受領した国外源泉所得についても課税されることとなった。マレーシアに所在する事業所に帰属する所得は、マレーシア国内を源泉とする所得として取り扱われる。

法人税率は、24%である。ただし、払込資本金額がRM250万以下、かつ年間売上がRM5,000万以下の会社の法人税率は、課税所得RM60万までは17%、RM60万超えの部分については24%となる。

(2) 源泉徴収税 (Withholding Tax)

非居住者がマレーシア国内において所得を得た場合、当該所得はマレーシア国内を源泉とする所得とみなされ課税対象となる。非居住者に対する利子、ロイヤルティー、役務の対価、プラントや機械の据付手数料など、動産賃貸料、請負工事代金のサービス部分といった名目に対して源泉徴収税が課される。

税率は、利子に15%、ロイヤルティーに10%、役務対価や据付手数料に10%、工事請負代金のサービス部分が13%となる。

(3) 個人所得税 (Individual Income Tax)

居住者の所得に対しては所得金額帯ごとに累進税率(0~30%)が適用される。他方、非居住者の所得に対しては一律30%の税率が適用されるが、雇用によるマレーシアでの就労が60日以内であれば、所得税法上は免税となる。

①183日以上マレーシアに滞在をした者、②マレーシアでの滞在日数は182日未満であるが、前賦課年度からあるいは翌賦課年度に連続して182日以上滞在する場合、③賦課年度中90日以上マレーシアに滞在しており、かつ直前の4賦課年度中3賦課年度において居住者である場合または90日以上マレーシアに滞在している場合、④過去3賦課年度および直後の賦課年度においても居住者となる場合、のいずれかに該当する場合、居住者として扱われる。

(4) 売上税 (Sales Tax)

2018年9月1日より、売上税・サービス税が導入されている。売上税とサービス税を総称してSSTと呼ばれている。

売上税は、マレーシア国内に輸入される物品および課税事業者である製造業者が製造する物品が課税対象となる。売上税の税率は10%であるが、政策的配慮から一部の品目については免税措置(食料品、鉱物性生産品、一部の機械装置など)や5%への軽減措置(加工食

品、建築資材、事務機器など）がとられている。

製造された課税物品の販売価値が過去 12 カ月または将来 12 カ月で RM50 万を超える製造業者は課税事業者として登録し、顧客からの売上税徴収と関税局への納付義務を負う。課税事業者は、2 カ月の課税期間ごとに、課税期間終了日から 1 カ月以内に売上税の申告と納付をしなければならない。

(5) サービス税 (Service Tax)

サービス税は、課税対象サービスをマレーシア国内で提供する場合に課せられる。課税対象サービスは広く頻繁に変更されるため、最新の動向に注意する必要がある。具体的には、レストラン、弁護士、会計士、エンジニア、建築、コンサルティング、IT サービス、マネジメントサービス、人材サービス、警備、保険、広告などがある。

原則として実際の取引価額が課税標準とされるが、関連者との取引や無償提供の場合は通常の取引で適用されることが予想される価額が課税標準とされる。サービス税の税率は、一律 6%である。

取引価額が過去 12 カ月若しくは将来 12 カ月でそれぞれのサービスごとに定められた金額（原則 RM500,000）を超える事業者は課税事業者として登録し、顧客からのサービス税徴収と関税局への納付義務を負う。課税事業者は、2 カ月ごとに、課税期間終了日から 1 カ月以内にサービス税の申告と納付をしなければならない。

(6) 物品税 (Excise Duty)

ビールなどの酒類、一定の加糖飲料、たばこ、自動車、トランプといった特定品目に対しては、物品税が課せられる。税率は課税対象品により異なる。

物品税対象品の製造業者は、当該品目を製造するためのライセンスを取得しなければならない。

(7) 印紙税 (Stamp Duty)

印紙税は特定の証書および文書に対して課される。税率は証書、文書の内容および取引対象の評価額によって異なる。

税率は、土地、営業権、売掛金などの資産譲渡にかかわる文書が 1%~4%、一般契約書および覚書が一律 RM10、教育ローン以外のローン契約書がローン金額の 0.5% (RM1,000 未満切上げ)、株式が売上価額または評価額のうち大きい方の額の 0.3% (RM100 未満切上げ)、建設請負契約などのサービス契約が 0.1%となる。

(8) 不動産譲渡益税 (Real Property Gains Tax : RPGT)

マレーシアに所在する不動産およびその資産の大半が不動産である会社の株式の譲渡により利益を得た場合には、不動産譲渡益税の対象となる。

保有期間	法人	個人	
		マレーシア人 永住権者	外国人
3年以内	30%	30%	30%
4年目	20%	20%	30%
5年目	15%	15%	30%
6年目以降	10%	0%	10%

買主は売主に支払う対価の3% (売主が永住権を持たない外国人の場合7%)を源泉徴収し、譲渡日から60日以内に納付をしなければならない。

(9) その他

a. 非居住者の貨物管理に関する課税

非居住者が貨物を管理するにあたり恒久的施設（事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所をいう）を通じて事業を行う場合、マレーシアにおいて法人所得税が課される。貨物の保管・展示のため保有のみを行っている場合は、恒久的施設とは認定されないが、税務執行レベルで課税される可能性はある。

また、保税地以外における貨物の引渡しなどについては、SSTの課税対象となる。

b. 不動産に対して生じる費用

税金ではないが、日本の固定資産税に類似する制度として、Quit Rent（土地固定資産税に相当）と Assessment（建物固定資産税に相当）がある。

第2. 投資インセンティブ

1. シンガポール

(1) 優遇税制

シンガポールにおける税制優遇措置は、所得税法 (Income Tax Act) および経済拡大奨励法 (Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act) に基づいている。これらの優遇措置を受けられる条件として、相当規模の資本投資、高度技術と製造技術に関連したプロジェクトであること、特殊技術や専門的サービスの提供を行うことなどが求められており、これによって、シンガポールにおける高付加価値産業への投資を促進している。

a. 新規企業向け免税制度 (Tax Exemption Scheme for New Start-Up Companies)

新規に設立された会社を対象とする。設立から3年間、課税所得のうち、最初の10万ドルの75%および次の10万ドルの50%に対する法人税が免税となる制度である。

同制度は、投資の保有、販売用不動産の開発、投資、またはその両方を主な活動とする会社を除く、すべての会社に適用されるが、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ シンガポールで設立された会社であること
- ・ 賦課年度において、シンガポールの税法上の居住法人であること
- ・ 基礎となる賦課年度において、株主が20人以下であり、かつ全ての株主が自然人であるか、または、1人以上の自然人の株主が少なくとも10%の株式を保有していること

b. 部分免税制度 (Partial Tax Exemption Scheme for Companies)

新規企業向け免税制度の対象とならない会社を対象とする。課税所得のうち、最初の1万ドルの75%および次の19万ドルの50%に対する法人税が免税となる。

c. パイオニア・インセンティブ (Pioneer Certificate Incentive : PC)

パイオニア企業として認定された企業は、5~15年、法人税が免税される制度である。

認定にあたっては、製品の種類、投資規模、技術レベルなどから、シンガポールの産業発展に対する重要性、研究開発やイノベーション能力の育成、および経済全体にもたらす波及効果が考慮される。認可期限は、2023年12月31日までである (経済拡大奨励法 Part2,3)。

d. 開発・拡張インセンティブ (Development & Expansion Incentive : DEI)

パイオニア企業として以前認定を受けていた企業や、パイオニア企業としての認定を受けられなかった企業を対象にした制度である。開発・拡張インセンティブの認定を受けるには新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強を行わなければならない。認定の判断は、固定資産投資額、シンガポールにおける事業支出総額、技術・

能力開発、プロジェクトの質、技術革新の内容などの基準により行われる。要件を満たした企業は、最大 10 年間、5%または 10%の軽減税率が適用される。認可期限は、2023 年 12 月 31 日までである（経済拡大奨励法 Part4）。

e. 土地集約化に関する税務上の減価償却（Land Intensification Allowance : LIA）

製造およびロジスティクス部門の事業が対象となる。都市再開発庁（URA）が定める区域に一定の産業用建物を単独または複数の事業者で取得などする場合、建物および構築物の建設、改築または拡張について直接生じた費用について、25%の減価償却および5%の年間の減価償却が認められる。5%の年間の減価償却は、資本支出の100%まで認められる。適用期間は、2025年12月31日までである（所得税法18C条）。

f. 知的財産開発インセンティブ（IP Development Incentive : IDI）

研究開発（R&D）活動から生じる知的財産権の使用および商業化の促進を目的として導入された。2018年7月1日から2023年12月31日までにEDBへの申請および承認が必要で、認定を受けた企業は、知的財産権の商業利用による対価に対して、5%または10%の軽減税率が適用される。インセンティブを受ける期間は、最初は10年を超えることができず、延長についてもそれぞれ10年を超えることはできない（所得税法43X条）。

（2）助成金

エンタープライズ開発助成金（Enterprise Development Grant）

コンサルタント費用、ソフトウェアと機器、および内部の人件費を対象とした助成金である。ビジネスのアップグレード、海外でのイノベーションまたはベンチャーを支援するプロジェクトをサポートすることを目的としている。承認にあたっては、プロジェクトの範囲、成果およびサービスプロバイダーの能力に基づいて、エンタープライズシンガポールによって評価される。資格要件は以下のとおりである。

- ・ シンガポールで登録および運営されている事業体であること
- ・ 少なくとも30%の現地の株式を保有している
- ・ プロジェクトを開始して完了するために財政的に実行可能であること

そのほか、スタートアップ企業に対する助成、ITテクノロジー、国際ビジネスなどの事業を行う企業、企業の改革・従業員の能力開発を検討する企業への助成、ローンの提供などがなされる制度がある。

2. タイ

（1）基礎的恩典

a. 業種に基づく恩典

以下の業種に対して最長 8 年間法人税が免除される。また、機械の輸入関税の免除、原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間の免除などのインセンティブや税制以外の恩典（外国人技術者・専門家の入国・就労許可、土地の所有権の許可、タイ国外への外貨送金の許可など）がある。

- ・ 農業・バイオ・医療産業
- ・ 先進製造業
- ・ 基礎・裾野産業
- ・ 創造・デジタル産業・高付加価値サービス
- ・ 農産物のデジタル取引プラットフォーム・農産食品工業団地/地域

b. 技術に基づく恩典

以下の業種に対して最長 10 年間法人税が免除される。また、同様に、機械の輸入関税の免除、原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間の免除などのインセンティブや税制以外の恩典がある。

- ・ バイオテクノロジー
- ・ ナノテクノロジー
- ・ 先端材料技術
- ・ デジタルテクノロジー

(2) メリットによる追加恩典

a. 競争力向上のための追加恩典

以下のとおり法人税が免税される（投資または支出に対する金額）。

- ・ 技術およびイノベーションの研究開発 300%
- ・ 技術・人材開発基金、教育機関、科学技術分野の専門訓練センターに対する支援 100%
- ・ 科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術およびイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施 200%
- ・ タイ国内で開発された技術のライセンス料 200%
- ・ 高度技術訓練 200%
- ・ タイ国内の原材料および部品メーカーの開発 200%
- ・ 製品およびパッケージデザイン 200%

b. 地方分散のための追加恩典

特定の業種につき、1 人当たりの国民所得の低い 20 県に立地する場合、5 年間にわたり法人税を 50%減税または、法人税免除期間が 3 年間追加される。

c. 工業用地開発のための追加恩典

特定の業種につき、工業団地または奨励される工業地区に立地する場合、法人税免除期間が1年追加される。

(3) その他の政策および特別措置

a. 南部国境地域における投資奨励措置および南部国境地域におけるモデル都市企画に基づく投資奨励措置（2022年の最終営業日までに申請が必要）

南部国境県における投資の促進およびモデル都市計画の実現を行い、住民所得を創出することを目的とした制度である。投資奨励対象業種は、ボディケア製品の製造、建築資材製造事業および公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造、日用品用プラスチック製品の製造、パルプあるいは紙による製品の製造、工場・倉庫用建物の開発などである。条件として、最低投資金額（土地代および運転資金を除く）は50万バーツ以上であること、中古機械の使用は1000万バーツが上限であり、中古機械の金額の4分の1以上を新品の機械に投資することが必要である。

恩典としては、機械の輸入関税の免除、法人税の8年間の免除（上限なし）、輸送費、電気代および水道代の2倍までを15年または20年間控除、インフラの設置費または建設費の25%控除などの措置が受けられる。

b. 特別経済開発区(SEZ)における投資奨励措置（2022年の最終営業日までに申請が必要）

近隣国との経済的連携の構築とASEAN経済共同体の発足に備え規定された、特別経済開発区における投資措置である。

特定の業種につき、投資額に相当した金額を上限として8年間の法人税免除、追加の法人税の5年間50%減税、機械の輸入関税の免除、法人税の8年間の免除（上限なし）、輸送費、電気代および水道代の2倍までを10年間控除、インフラの設置費または建設費の25%控除などの措置が受けられる。

c. 効率向上措置（2022年の最終営業日までに申請が必要）

生産効率の向上を目的とした、省エネ、代替エネルギー使用、環境負荷軽減のための機械の入れ替えや、研究開発やエンジニアリングデザインへの支援、およびデジタル技術の導入を促進することを目的とした制度である。

本措置の対象となるには、奨励申請の際に制定されている投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること、法人所得税の免除または減税期間が終了し、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていないプロジェクトであることが必要である。

条件として、土地代および運転資金を除く投資金額が100万バーツ以上であることが必要である。ただし、中小企業（タイ国籍自然人による株主比率は資本金の51%以上であること、奨励申請者の全部の被奨励事業と非奨励事業の収入を合算し、被奨励事業の運営により

初めて収入が発生した日から最初の 3 年間の年間収入が合計 5 億バーツ未満であること) によるプロジェクトは土地代および運転資金を除く投資金額が 50 万バーツ以上であることが必要である。

3. インドネシア

(1) 優遇税制

a. タックスホリデー制度

投資優先事業分野に指定された分野のうち、主にパイオニア産業とされる 18 分野に新規投資を行う会社を対象として、5 年間から 20 年間にわたり、投資額に応じて法人税が 50% または 100% 減税される制度である。当初の年数を経過した後さらに 2 年間、投資額 1000 億ルピア以上 5000 億ルピア未満で法人税額の 25%、5000 億ルピア以上で 50%、それぞれ減税される場合もある。現時点では、2024 年 10 月 8 日までが申請期限である。

b. 税制優遇措置

投資優先事業分野に指定された分野のうち 183 分野について、特定の事業分野、特定の地域への既存の投資に対して、以下の優遇措置を定めた制度である。

- ・ 投資額の 30% までを年 5% ずつ 6 年間課税所得から控除
- ・ 減価償却期間の耐用年数を通常の 2 分の 1 に短縮
- ・ 外国への配当にかかる税率を 10% に軽減
- ・ 欠損金の繰り延べ期間を特定の条件を満たす場合に最長 10 年まで延長

(2) その他の優遇措置

a. 特別控除優遇措置

労働集約型産業に対して、有形固定資産（主たる事業の用に供する土地を含む）の形態で投資された価額の 60% を上限として純利益から特定期間にわたり均等に配分して控除される。特定技能における人材開発・養成に対して、当該活動に支出されたコスト総額の 200% を上限として利益総額から控除される。

インドネシア国内における特定の R&D（研究開発）活動に対して、当該活動に費やした価額の 300% を上限として利益総額から控除される。

b. 経済特区制度

インドネシアには経済特区が 18 か所あり、経済特区内の産業に対して、特定の条件を満たせば、最大 25 年間にわたって約 20%~100% の減税となるほか、原材料の輸入に対する付加価値税が免除される。さらに、経済特区に投資する外国人投資家は資産を所有し、居住許

可を得ることができる。

4. フィリピン

2021年4月11日、フィリピンにおいて CREATE (Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprise；法人のための復興と税制優遇)法が発効した。同法は、新型コロナの影響に対応して制定された。フィリピンへの国内外の投資を誘致するために、法人税の減税などの景気浮揚を目的とした措置と、これまで投資誘致機関が提供してきた各種インセンティブの整理・合理化が盛り込まれている。

同法が発効されたことにより、優遇措置の認定権限が財政インセンティブ審査委員会 (The Fiscal Incentives Review Board : FIRB) に一元化された。また、同法の下で戦略的投資優先計画(SIPP)が実施されることとなり2022年6月10日に同計画を承認する通達が発効した。同計画では、以下の優遇措置の対象となる優先分野が定められている。2020年から実施されている投資優先計画 (The 2020 Investment Priority Plan) は、SIPP の Tier1 として区分される。

(1) 優先分野

a. Tier 1 (投資優先計画 (The 2020 Investment Priority Plan))

- ・ 雇用創出の可能性が高い事業
- ・ 生活に必須の商品やサービスに関するセクターで非効率なもの
- ・ 産業の発展に必要なセクターに必要な不可欠な支援を提供する事業
- ・ 潜在的な競争優位な事業を実現させるもの

新型コロナ対応のために必要な物品およびサービスに関する事業、農林水産加工、医療・災害リスク削減運営サービス、低価格住宅、インフラ、ロジスティックスなどがこれに含まれる。

b. Tier 2

- ・ 現地で生産されていない、産業開発および輸入代替に不可欠な供給品の生産や仲介サービスを提供する事業
- グリーンエコシステム、ヘルスケア、防衛関連、食糧安全関連などがこれに含まれる。

c. Tier 3

- ・ 付加価値、生産性、効率の向上、科学と健康の飛躍的進歩を通じて高給の仕事をもたらす研究開発
- ・ 新しいノウハウや知的財産の生成
- ・ 特許、意匠、著作権および実用新案の商品化
- ・ 高度に技術的な製造・経済の構造的変革に不可欠、かつ、相応の進歩が必要な事業

研究開発、デジタル技術、高度な技術を要する製造業、イノベーション創出を促進する施設の建設などがこれに含まれる。

(2) 優遇措置

a. 法人税の減免

所得税免税

- ・ 対象事業について4～7年間の免税期間が付与される(首都圏からの移転は3年間追加、災害・紛争から復興している地域に所在した場合は2年間追加)。

優遇税率

- ・ 対象事業について一定期間の優遇税率期間が付与される。
- ・ 売上粗利相当に5%の特別法人税率 (Special Corporate Income Tax) を適用(輸出企業のみ)、または、追加控除 (Enhanced Deductions) を適用したうえで一般法人税率が適用される。

控除

- ・ 減価償却費(建物 10%、機械 20%)
- ・ 人件費 (150%)
- ・ 研究開発 (200%)
- ・ 研修費(200%)
- ・ 国内投入費用 (150%)
- ・ 電力コスト (150%)
- ・ 製造業への再投資引当金(最大 50%)

b. 付加価値税 (VAT)

経済特区内でプロジェクトに直接的かつ限定的に使用される物品またはサービスの輸入に関して VAT 免除、国内調達に関しては0%となる。

c. 関税

登録プロジェクトに用いられる資本設備、原材料、部品などに関して輸入関税が免除される。

5. ベトナム

(1) 投資優遇分野、地域、条件に基づく優遇措置

ベトナムの優遇税制は、大きく分けて優遇税率と減免税がある。事業内容や設立地域の性質に応じて、優遇される内容が異なる。投資優遇措置は、新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトに対し適用される。投資優遇措置の種類ごとの具体的な優遇の程度は、法令の規定に従う。特定の投資優遇分野、地域、条件に該当する場合には、以下の優遇措置が受

けられる。

a. 優遇措置の内容

- ・ 優遇税率

事業内容や設立地域の性質に応じて、10%、15%または17%の優遇税率が適用される。

- ・ 減免税

事業内容や設立地域の性質に応じて、4年間免税・その後9年間50%減税、6年間免税・その後13年間50%減税、もしくは2年間免税・その後4年間50%減税が適用される。

なお、減免税期間は、単年度で課税所得が発生した課税対象期間から起算される。ただし、減免税の対象となるプロジェクトから初めて収入が発生してから3期連続で欠損金が出ている場合、4年目から自動的に減免税期間が開始される。

また、固定資産を形成するための輸入に対する輸入税の免除、土地賃貸料などの減免、控除可能な費用の増加などの優遇措置がある。

b. 投資優遇分野（投資法16条1項）

ベトナムでは、投資優遇分野は次のとおり規定されている。

- ・ ハイテク活動、ハイテク補助工業製品、研究開発
- ・ 新素材、新エネルギー、クリーンエネルギー、再生エネルギー、付加価値が30%以上の製品、省エネルギー製品
- ・ 電子製品、重機、農業機械、自動車、自動車部品の生産、造船
- ・ 繊維・アパレル産業、皮革・履物産業など
- ・ IT、ソフトウェア、デジタルコンテンツ製品の生産
- ・ 農産物、林産物、水産物の養殖、加工、森林の植栽および保護、製塩、バイオテクノロジー製品の生産など
- ・ 廃棄物の収集、処理、リサイクル
- ・ インフラストラクチャーの開発、運営および管理に関する投資、都市における公共旅客運送手段の開発
- ・ 就業前教育、義務教育、職業教育
- ・ 診察、治療、医薬品などの生産、各種新薬を生産するための製剤技術、バイオテクノロジーに関する科学研究
- ・ 障害者またはプロのアスリートのための競技施設の投資、文化遺産の保護および発展
- ・ 老人ホーム、メンタルケアセンター、障害者、孤児などのためのケアセンター
- ・ 信用基金、小規模金融機関

c. 投資優遇地域（投資法16条2項）

投資優遇地域は、困難または特に困難な経済・社会的状況にある地域、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区と定められている。

d. その他の条件

- ・ 総資本が 6 兆ドン以上、かつライセンス取得から 3 年以内にベトナムに払い込まれるプロジェクトで、次に掲げる要件のうちのいずれかを満たすこと
 - i. 操業開始年度から 4 年目までに年間売上高が 10 兆ドン以上となる
 - ii. 操業開始年度から 4 年目までに従業員数が 3,000 人超となる
- ・ 総資本が 12 兆ドン以上でライセンス取得から 5 年以内以内にベトナムに払い込まれ、かつ関連規定に基づき評価される技術が用いられるもの

(2) その他の優遇措置

a. 科学・技術企業を対象とした優遇

法人税の優遇

科学技術製品の生産および取引から所得を得ている企業は、4 年間の税控除とその後 9 年間の 50% の減税措置を受けることができる。もっとも、会計年度において、科学技術製品の生産および取引から生じる収入が全収入の 30% 以上に満たない場合には、その会計年度は法人所得税の免除を受けることができない。

b. 環境保護事業を対象とした優遇

環境保護事業は一定の条件の下、法人税の優遇を受けることができる。

対象事業における新規投資は、10% の優遇税率を 15 年間受けることができる。大規模プロジェクト、先端技術分野など、一定の条件を満たす場合、優遇税率は 30 年まで延長可能となる。

対象事業における新規投資は、4 年間の免税、9 年間の 50% 減税を受けることができる。減税期間は、対象事業から課税所得が生じた年から開始される。ただし、最初に収入が生じた年から 3 年間課税所得が生じない場合、収入が生じた後、4 年目から減免税が開始される。

c. 裾野産業の発展を目的とした優遇

繊維・縫製産業、皮革・履物産業、電子産業、自動車製造組立産業、機械製造産業、ハイテク産業向け裾野産業製品が主な対象となる。

- ・ 初めての投資または既存の事業から独立して行われる投資
- ・ 既存の事業の拡張において、規模拡張、生産性向上、技術革新により、製造能力を 20% 以上向上させる新規設備や新規製造工程への投資

法人税について、一定のハイテク裾野産業製品や縫製品、革製品、履物、電子、自動車組立および機械製造産業の裾野製品について、10% の優遇税率を 15 年間適用できる。

固定資産の輸入税免除、ベトナムドン建て短期借入金におけるベトナム国家銀行が各時期

に制定する下限金利の適用、中小企業に対する土地のリース料の減免などの優遇措置が受けられる。

6. マレーシア

(1) 優遇税制

マレーシアでは、投資促進法 (Promotional of Investment Act 1986)、所得税法、関税法、物品税法など、様々な法令により税制上の優遇措置が認められる。

a. パイオニアステータス

パイオニアステータスは、奨励事業または奨励製品にかかる事業（製造業、食品加工業、農業、ホテル業、研究開発、観光業など）から得た所得の全部または一部について、生産開始日から5年間に限り、法定所得の70%が免税となる措置である。

奨励事業がサバ・サラワクなどの奨励地域に立地する場合、またはハイテク事業として定められている事業（最先端の素材産業、医療関連機器産業、バイオテクノロジー、代替エネルギー産業など）を行う場合、法定所得の全額免除が認められる場合がある。

また、国家的・戦略的に重要なプロジェクトについては、所得税の全額免除が10年間認められる場合がある。

パイオニアステータス期間中の未処理損失および未処理控除は、パイオニアステータス期間の終了から7年間を上限に繰り越し可能であり、同一の奨励事業または奨励製品に関する事業の所得から控除することができる。

b. 投資控除 (ITA)

投資控除は、奨励事業を営むまたは奨励製品を生産する会社（製造業、食品加工業、農業、ホテル業、研究開発、観光業など）につき、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出（工場、機械設備などに対する支出）の60%の投資控除が認められる。

この控除額を用いて、各賦課年度の法定所得を最大70%まで控除することができる。未利用の控除額は、翌年以降に繰り越すことができる。

この投資控除制度はパイオニアステータスと併用することはできない。

c. 再投資控除 (RA)

再投資控除は、36カ月以上事業を営んでいる居住会社であることなどの一定の条件を満たす会社に対し、工場や機械設備などへの適格資本的支出の60%の投資控除を認める。

この控除額を用いて各賦課年度の法定所得を最大70%まで控除することができる。未利用の控除額は翌年以降に繰り越すことができる。

パイオニアステータスまたは投資税額控除を利用している会社は、その期間中再投資控除を併用することはできない。

再投資控除は、適用開始年度より 15 賦課年度期間中に発生した適格資本支出が対象として開始した。2020 年の短期経済再生計画において、15 年間の再投資控除期間を使い果たした企業に対して、2020 賦課年度から 2022 賦課年度に行った適格資本支出に対する特別再投資控除が認められることとなった。また、2022 年度の国家予算に基づき特別再投資控除は、2024 賦課年度まで延長されることとなった。

(2) 自動化に関する優遇措置

労働集約型の製造業を対象として自動化を促すための優遇措置が設けられている。

ゴム、プラスチック、木材、家具、繊維の製造業（これらをカテゴリー1とする）は、2023 年までに自動化に伴って生ずる適格資本支出に対して最初の RM400 万について、20%+80%の加速度償却および 100%相当額の免税を受けることができる。カテゴリー1以外の製造業（カテゴリー2とされる）は、2023 年までに自動化に伴って生ずる適格資本支出に対して最初の RM200 万について、20%+80%の加速度償却および 100%相当額の免税を受けることができる。

マレーシアで設立され、36 カ月以上製造事業を行っている法人が対象となる。また、自動化の設備は直接製造に使用されるものでなければならない。

(3) インダストリー4.0 (Industry 4WRD)

インダストリー4.0 は、マレーシアの中小企業の生産性向上およびスマートマニュファクチャリング化を目指す方針である。

a. 実現可能性評価 (RA : Readiness Assessment)

はじめに、インダストリー4.0 の導入を検討する企業に対して、生産現場の技術導入に対する準備状況を診断する実現可能性評価 (RA : Readiness Assessment) を行う。マレーシア資本 60%以上の中小企業の場合は、RA の費用は政府が全額負担する。大企業や多国籍企業の場合は、自己負担で RA を実施した場合、RM27,000 まで損金算入の対象とすることができる。製造業または製造関連サービスの地場中小企業であること、操業開始から 3 年以上経過していることなどが申請条件となる。

b. Industry 4WRD Intervention Fund

RA を実施した企業は、RA の結果を元に実際の技術導入を進めるために支出した費用に対して、補助金を申請することができる。政府と企業が補助金を出し合うマッチング補助金となり、負担率は政府：企業=70：30 となっている。政府補助の上限額は、RM50 万となる。

c. Industry 4WRD Domestic Investment Strategic Fund (DISF)

RA を実施した企業のうちインダストリー4.0 のための研究開発や教育訓練、設備の現代化や更新、新技術のライセンス取得や購入、国際標準/認証の取得に係る費用に対して、補助金を申請することができる。政府と企業が補助金を出し合うマッチング補助金となり、負担率は政府：企業=60：40 となっている。

(4) 環境技術（グリーン・テクノロジー）に関する優遇措置

マレーシア環境技術公社 (MyHIJAU) のリストにおいて承認された環境投資減税 (GITA) 対象資産を取得する場合に、申請により当該対象資産について 100% の投資控除を受けることができる。環境投資減税対象資産は、エネルギー効率、再生可能エネルギー、ごみ処理、水処理、建物のいずれかの領域で環境に資する資産となる。

環境技術プロジェクトを行う会社や環境技術関連のサービスを提供する会社は、申請によりサービスから得る所得の免税などを受けられ得る。

(5) 造船・船舶修理業に対する優遇措置

造船・船舶修理業に関する新会社は、生産開始日から 5 年間、法定所得の 70% が免税となる。

(6) 輸出奨励措置

a. 輸出信用リファイナンス (ECR) 制度

ECR 制度は、輸出業者に対して短期融資を提供する制度であり、融資はマレーシア輸出入銀行によってリファイナンスされた商業銀行を通じて行われる。ECR 融資には、RM1 万～RM5,000 万を限度額とした 2 つの種類がある。

① 船積み前輸出信用リファイナンス

海外のバイヤーに向けた商品の積み出し前に、国内または海外の供給業者からの商品購入用資金として提供される融資となる。

輸出受注書を用いて融資を受ける場合は、輸出受注書または発注書を提示することで、輸出受注額の 95% の融資を受けることができる。輸出実績証明書を用いて融資を受けることも可能である。融資の最長期間は 120 日となる。

② 船積み後輸出信用リファイナンス

直接輸出業者に対して、海外のバイヤーに向けた商品の積み出し後に提供される融資となる。

手形割引によって行われ、商業銀行に輸出関係書類一式を提出することで割引を受けることができる。融資の最長期間は 183 日となる。

b. 輸出信用保険の二重控除

輸出信用保険料の支払いは、二重控除の対象となる。

c. 輸出促進費用の二重控除

居住会社が、マレーシアの工業製品および農作物の輸出を促進するために支出された一定の経費は、二重控除の対象となる。

控除対象となる経費の範囲は広く、海外での広告費、海外での無料サンプルの提供費、輸出市場調査費、契約の交渉または締結にかかる費用、展示会にかかる費用、輸送費、現地での人件費、水道光熱費、海外への技術情報の提供費、海外での特許・商標登録のための費用、物品のライセンス費用などが含まれる。

(7) 非居住者の貨物管理保全地域内における貨物管理

a. 保税地域内における貨物管理

非居住者は自己の名義で貨物管理を行うことはできないが、一般代理人を指定し、代理人が保税地域内で貨物の管理を行うことができる。また、非居住者は、前記同様に代理人を指定することにより自由貿易地域（FZ）内にある蔵置場で貨物を保管することもできる。

b. 保税地域外における貨物管理

保税地域外では、マレーシアの内国貨物とみなされるが、この場合、非居住者名義であっても貨物管理を行うことができる。もっとも、外国から遠隔でマレーシア国内の貨物を管理することは事実上困難であり、現地の倉庫業者に委託して管理をする方法が一般的である。

第3. 地域統括拠点への優遇措置

1. シンガポール

(1) 金融・財務センターに対する税制優遇制度 (Finance And Treasury Centre Incentive : FTC)

シンガポール国内のオフィスまたは関連会社に財務、投資または金融サービスを提供する部門を有する会社は、同制度において認定された場合には、8%の軽減税率が適用されるほか、承認された事業のための銀行からの借り入れに対する利息の支払いに対して免税される。適用期間は 2026 年 12 月 31 日までである。根拠法令は、所得税法 43E 条である。

(2) グローバル・トレーダー・プログラム (Global Trader Programme : GTP)

エネルギー、化学製品、金属・鉱物、農産物、消費財、電子機器などの国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社を対象とする。同制度に認定された場合、3～5年間、5%または 10%の軽減税率が適用される。適用期間は 2026 年 12 月 31 日までである。根拠法令は、所得税法 43I 条である。

2. タイ

国際ビジネスセンター (International Business Center : IBC)

国内外の関連会社に様々なサービスを提供することを目的として、管理、財務、調達、研究開発、技術サポート、金融アドバイザー、国際貿易などの地域統括事業を行う会社に対する投資奨励策である。特定の条件を満たした会社は以下の恩典が受けられる。

BOI による恩典

- ・ 外国人による 100%の株式保有が可能
- ・ 土地所有の許可
- ・ 機械類に対する輸入関税の免除 (研究開発および訓練活動目的のみ)
- ・ 投資奨励業種に従事する熟練労働者・専門技術者の入国許可

歳入局による恩典

国内外の関連会社からのサービス収入に対する経費支出が年に 6000 万バーツ以上であれば 8%、年に 3 億バーツ以上であれば 5%、年に 6 億バーツ以上であれば 3%の法人税に対する軽減税率が適用される。国内外の関連会社からの受取配当金については法人税が免除される。

3. インドネシア

なし

4. フィリピン

(1) 地域統括本部 (Regional Headquarters : RHQ)

国際取引を行う多国籍企業の管理本部として機能する支店形態である。フィリピンにおいて収入を得ることは認められていない。年間5万米ドルの資本に相当する金額を、運営費を補うために送金することが義務づけられている。企業はRHQの設立によってさまざまな優遇措置を受けることができる。

(2) 地域事業統括本部 (Regional Operating Headquarters : ROHQ)

フィリピン、アジア太平洋地域およびその他の外国市場で事業を行う関連会社および子会社ならびに支店へ管理業務・計画、事業計画・調整、原材料の調達、財務アドバイザーサービスなどのサービスを行うための統括本部として機能する支店形態である。

RHQとは異なり、フィリピンにおいて収入を得ることは認められるが、最低20万米ドルの資本に相当する金額を払い込む必要がある。RHQと同様に優遇措置を受けることができる。

(3) 地域倉庫 (Regional Warehouses : RW)

RHQまたはROHQを設立している、または同時に設立する多国籍企業は、地域倉庫を開設することができる。地域倉庫は、梱包、包装、切断、マーキング、原材料などの保管、商品の倉庫管理を行うことを目的とする。地域倉庫自体で、直接事業を行ったり、販売促進行為を行ったりすることはできない。地域倉庫としてさまざまな優遇措置を受けることができる。

5. ベトナム

なし

6. マレーシア

(1) プリンシパル・ハブ

2015年5月1日より、従来の国際的資本調達センターを(ICP)、地域物流センター(RDC)および経営統括本社(OHQ)に替わる新たな優遇措置としてプリンシパル・ハブの制度が導入された。

プリンシパル・ハブとは、グローバルビジネスのオペレーションを行なう拠点として、リスク管理、方針決定、戦略的事業活動、貿易、金融、人事などの重要な機能をマレーシアにおいて実行、管理、サポートするマレーシアの現地法人をいう。

プリンシパル・ハブ3.0の下では、プリンシパル・ハブとして認められた新設会社は、5年間適格所得に対して0%または5%の法人税率が課されることとなり、同税率の適用は延長可能である。既存会社の場合は、同様に一定の条件の充足を前提として、5年間、適格所得に対して10%の法人税率が課され、同税率の適用は延長可能である。

プリンシパル・ハブは導入された2015年5月1日以降、多くの日系企業に利用されてきた実績があり、2022年7月現在、シャープ、ダイキン、日立製作所などが同制度を利用している。

(2) グローバル・トレーディング・センター

プリンシパル・ハブから貿易事業に対する優遇措置を切り離すものとして、グローバル・トレーディング・センターの優遇措置が導入された。2016年会社法に基づき設立された会社であること、取引相手にかかわらず、材料・部品・製品の戦略的な調達・供給にかかる国際貿易拠点としてマレーシアを活用することなどの一定の条件を満たすことで申請することができる。

一定の条件を充足し、グローバル・トレーディング・センターの優遇措置の適用を受ける会社は、5年間、10%の法人税率が課される。

(3) マルチメディア・スーパー・コリドー

マルチメディア・スーパー・コリドーは、マレーシアをアジアにおけるIT開発の拠点とすることを目的とし、マレーシア政府がマルチメディア製品やサービスを創出・流通させ、または利用する場を提供するものである。

マルチメディア・デジタル経済公社により、Kuala Lumpur City Centre やペナンの Bayan Lepas など複数の地域をサイバーシティとして指定している。

月給RM5,000以上の従業員を50名以上、または月給RM1万以上の従業員30名以上雇用し、かつ年間の事業経費がRM350万以上となる場合は、対象所得の100%が免税となる。また、月給RM5,000以上の従業員を30名以上、または月給RM8,000以上の従業員を20名以上雇用し、かつ年間の事業経費がRM100万以上となる場合は、対象所得の70%が免税となる。

第4. ワンストップセンター

各国の投資誘致機関につき、組織概要と主たる機能を以下の通り記載する。ベトナムでは政府機関の一部門として、フィリピンでは政府機関の附属機関として存在するが、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシアのワンストップセンターは、それぞれの省庁が管轄する独立した組織と位置付けられる。また、インドネシアとベトナムについては、基本的に対象分野を指定しない全産業を統括するワンストップセンターと見なすことができるが、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアは指定された産業分野を対象としている。各国とも、新規のみならず既存投資家も含め投資に関する各種サポートを提供している。

1. シンガポール

経済開発庁 (Singapore Economic Development Board : EDB)

- **機能**：投資促進、産業開発、投資政策の策定、投資サポートなど
- **役員の人員構成**：長官1名、常務1名、その他14名（労働組合、ビジネス連盟、企業の代表者、教育関係者）
- **対象分野**：製造業および国際取引が可能なサービス分野
- **URL (機能の説明)**：[EDB 概要](#) | [EDB Singapore](#)、[Work With Us](#) | [Singapore EDB](#)

経済開発庁 (EDB) は、経済開発庁法 (Economic Development Board Act 1961) に基づき、1961年に設立された政府機関であり、貿易産業省の下に設置されている。日本（東京）を含む19か所の海外事務所がある。

同庁は、製造業および国際的取引が可能なサービス分野を対象とした投資促進と産業開発を行っている。管轄する産業はシンガポールの年間GDPの3分の1以上を占めている。投資の促進に加え、シンガポールの既存の事業の変革や生産性の向上を促し、シンガポールから新規事業を成長させることで、シンガポールの持続的な経済成長を創出することを使命としている。

同庁では、1991年に設置された企業投資専門部門 (EDBI) を通じて、情報技術開発、新興技術、ヘルスケアおよびその他競争力のある技術分野において投資誘致を行っており、グローバルな成長を目指す企業を支援している。

また、税制上の優遇措置、助成金、インセンティブの策定を行っている。

同庁は、新規に投資することを検討している場合、既存の事業を成長・拡大させることを検討している場合のいずれにおいても支援を行っている。例えば、事業設立、税務、法的問題、金融サービスを支援する政府機関や民間企業とのネットワークを繋ぐサポートや、シンガ

ポールで事業を行う上で重要な規制に関する助言などを受けることができる。

同庁の人員は、以下の労働組合、ビジネス連盟、企業の代表者、教育関係者によって構成されている。

役員の構成は、長官、常務、全国労働組合会議(NTUC) 事務総長補佐、シンガポールビジネス連盟副会長兼名誉財務、Deloitte Asia Pacific Services Limited CEO、Grab COO、Chairman and Group CEO Sea Limited 創業者、教育省 General Education (Schools) and Director of Schools 副所長、Singapore Exchange Limited CEO、Keppel Corporation Limited CEO、INSEAD 学監、India & Southeast Asia Singapore General Atlantic Private Limited 常務兼代表、Enterprise Singapore CEO、Procter & Gamble (Asia Pacific, Middle East and Africa)社長、Global Operations Western Digital (WD)副社長、PepsiCo APAC CEO。

2. タイ

タイ投資委員会 (Thailand Board of Investment: BOI)

- **機能**：投資促進、優遇政策の策定、投資サポートなど
- **役員の人員構成**：長官1名(タイ首相)、副長官1名(工業大臣)、アドバイザー5名(関係大臣、タイ中央銀行総裁、タイ開発研究所代表)、メンバー10名(関係大臣、企業の代表者など)、秘書1名
- **対象分野**：医療産業、先進製造業、クリエイティブ・デジタル産業など
- **URL (機能の説明)**：[○ BOI : The Board of Investment of Thailand](#)

タイ投資委員会(BOI)は、産業振興法(Industrial Promotion Act)に基づき、1966年に設立された政府機関であり、首相府の下に設置されている。日本(東京、大阪)を含む16か所の海外事務所がある。また、事務局のほか、ワンストップサービスセンター(ビザ・労働許可証)、ワンスタートワンストップ投資センター(OSOS)、7つの地方事務局があり、投資に関する支援を受けることができる。

同委員会は、タイへの投資およびタイの海外投資を促進し、タイの競争力を高め、「中所得国の罠」を克服し、持続可能な成長を達成することを使命としている。

同委員会は、特定の産業(医療産業、先進製造業、クリエイティブ・デジタル産業、基礎・裾野産業、高価値サービスなど)に対して、税制上の優遇措置、税制以外の優遇措置に関する決定・変更を行っている。

また、投資促進に関する規則や投資規制についての助言・情報の提供や、投資家を政府機関・民間企業と繋ぎ、会社設立、労働許可申請などの事業運営を促進する、海外投資に関するカウンセリングを行い、タイの投資家に海外投資に関する研修を提供するなどの支援を行っている。

役員の構成は、長官（タイ首相）、副長官（工業大臣）、アドバイザー5名（タイ副首相兼エネルギー大臣、National Higher Education Science Research and Innovation Policy Council(NXPO)代表、Chotiwat Manufacturing Public Co. Ltd 会長、タイ中央銀行総裁、タイ開発研究所代表）、メンバー10名（運輸大臣、財務大臣、T.K.S. Technologies Public Co. Ltd. 代表取締役、PTT Public Company Limited 代表取締役など）および秘書1名で。

3. インドネシア

インドネシア投資省(Indonesian Investment Coordinating Board : BKPM)

- **機能**：投資促進、投資政策の実行、投資認可、投資サポートなど
- **役員の人員構成**：長官1名、副長官6名、投資委員会、事務局、長官スペシャルスタッフ、長官スペシャルアドバイザー、検査官、データ・情報管理センター代表、教育研修センター代表
- **対象分野**：製造業、発電、石油・ガス、観光などほぼ全てのセクター
- **URL (機能の説明)**：[Tugas & Fungsi Kementerian Investasi/BKPM | BKPM](#)、[ABOUT US : ワンストップサービス - BKPM Japan \(bkpm-jpn.com\)](#)

インドネシア投資省（BKPM）は、1973年に設立されたインドネシア共和国大統領の直属機関である。日本（東京）を含む8か所の海外事務所がある。

同省は、BKPM 長官規則 no.90/2007 に基づき、長官が主導している。同省は、企業と政府の主要な接点として、投資環境を整備し、国内外の直接投資を促進することを使命としている。国内外からの投資を増やすだけでなく、インドネシア経済を牽引し、多くの労働力を吸収できるような質の高い投資を求めている。

同省は製造業、発電、石油・ガス、観光など、ほぼすべてのセクターの投資認可について委任を受けて対応している。

また、2015年にPTSPセンター（統合ワンストップサービスセンター）が設立され、22の省庁と政府機関の機能を1か所に集約している。PTSPセンターでは、実行予定の投資対象に関する様々な相談、照会、進出のための書類手続きを容易にするサービスの提供や、投資関連の許認可事項の処理などを行っている。

ひとつのシステムで投資許可の手続きを行っているため、全国レベルで関連当事者の連携が容易になり、処理時間の短縮をはじめ、手続の同期化、重複の回避、手続の短縮が可能となっている。

同省は「インドネシア投資促進センター（IIPC Tokyo）」と呼ばれる代表事務所を東京に開設しており、投資アドバイス、許認可申請のサポート、現地パートナーとのマッチング、他の政府機関との橋渡しなど、日本企業がインドネシア投資でチャンスをつかみ、利益を最大

化できるよう支援している。

役員の構成は、長官、副長官 6 名、投資委員会、事務局、長官スペシャルスタッフ（経済情勢、地域関係、官僚改革、国内起業家開発、機関間コミュニケーションに関する部門）、長官スペシャルアドバイザー（投資競争力強化、マクロ経済、機関間関係、投資優先セクター開発、情報技術・システム統合に関する部門）、検査官、データ・情報管理センター代表、教育研修センター代表。

4. フィリピン

フィリピン投資委員会 (Philippine Board of Investments : BOI)

- **機能**：投資促進、投資政策の実行、投資サポートなど
- **役員の人員構成**：理事 7 名、メンバー（産業開発サービス 5 名、投資支援センター 2 名、投資促進サービス 3 名、管理サービス 4 名）
- **対象分野**：投資優先計画で指定された分野（新型コロナ対策関連の物品・サービス、製造業、農業、漁業、林業、戦略的サービスなど多数の分野）
- **URL（機能の説明）**：[About BOI | Board of Investments](#)、[How We Can Help | Board of Investments \(boi.gov.ph\)](#)

フィリピン投資委員会(BOI)は、貿易産業省(DTI)管轄下の附属機関 (Attached Agency) の 1 つである。同委員会は、オムニバス投資法 (The Omnibus Investments Code of 1987:Executive Order No. 226) に基づき、政府のインセンティブの対象となる投資分野のリストである投資優先計画 (IPP) に列挙されている活動（新型コロナ対策関連の物品・サービス、製造業、農業、漁業、林業、戦略的サービスなど）に従事する企業に免税、その他インセンティブを提供している。

同委員会は、フィリピンでビジネスを行う上でのワンストップセンターとして機能しており、フィリピン人および外国人投資家の事業立ち上げを支援する。投資前、投資後を通じて投資を円滑化するサービスを行っており、ビジネス手順や要件、優遇措置などについてサポートを行っている。

2007 年に投資促進ユニットネットワーク (IPU-NET) というプログラムが開始され、投資家やビジネスに関する課題や懸念事項について、手続の合理化や関係政府機関間の連携によりフィリピンのビジネス環境の改善を目指している。

経済特区の優遇措置については、フィリピン経済区庁 (PEZA) が策定・運営を行っている。税制優遇措置については、「企業のための企業復興および税制上の優遇措置法 (CREATE 法)」に基づいて、財政インセンティブ審査委員会 (FIRB) が権限を有するが、10 億ペソ以下の投資資本を持つプロジェクトに関しては、BOI や PEZA といった投資促進機関に委任する

形態をとっている。

役員の構成は、理事7名（長官（貿易産業省 Secretary）、副長官（貿易産業省 Undersecretary 産業開発貿易政策グループ）など）、メンバー（産業開発サービス5名、投資支援センター2名、投資促進サービス3名、管理サービス4名）。

5. ベトナム

ベトナム計画投資省 外国投資庁（Foreign Investment Agency : FIA）

- **機能**：投資促進、投資規制の管理、監督、投資サポートなど
- **役員の人員構成**：長官1名、副長官4名、その他管轄部署
- **対象分野**：全産業
- **URL（機能の説明）**：[Info \(mpi.gov.vn\)](http://mpi.gov.vn)

外国投資庁（FIA）は計画投資省の一部門であり、ベトナムの投資促進機関として機能している。同庁は、2017年12月22日付の計画投資省決定（Decision No. 1895/QD-BKHDT）に基づき設置されている。特定の産業に日本企業の進出に対するサポートとして、同庁には、南部投資促進センター（IPCS）、北部投資促進センター（IPCN）および中部投資促進センター（IPCC）が設置されており、それぞれジャパンデスクが設置されている。ジャパンデスクでは、ベトナム外国投資庁の窓口として機能し、投資、事業進出に関する相談、セミナー・勉強会などの開催、ビジネスマッチング、日ベトナム双方の地方機関・組織との連携などを行っている。

さらに、同庁の機能・権限として、以下のものがあげられる。

- ・ 国家経済計画に関する国内および海外への直接投資を監督する主な機関として活動
- ・ 外国直接投資に関する問題について解決案を提供
- ・ 外国投資政策において、法律・政策関連機関と総合的に連携し、政策を策定
- ・ 投資に関する規制の管理、見直し、関連執行機関との調整
- ・ 投資に関する手続きのガイドラインを提供するための関連執行機関との調整
- ・ BOT（建設-操業-委譲方式）、BTO（建設-委譲-操業方式）、BT（建設-委譲方式）の申請書を受領・審査し計画投資省に提出
- ・ 外国直接投資プロジェクトの申請書を受領・審査し計画投資省に提出
- ・ 投資促進活動を監督する主要機関として行動し、国内および外国直接投資に関する戦略、計画、政策策定の為の関連機関との調整
- ・ 計画投資省の指示によるその他の業務の履行

組織は、長官1名および副長官4名で構成され、その下に、北部投資促進センター、南部投資促進センター、中部投資促進センター、事務局、外国投資部、外国への投資部、投資促進

部、政策部および情報収集部がある。

6. マレーシア

マレーシアにおいては、全産業を統括してマレーシアへの投資を管轄するワンストップセンターは存在しないが、主に製造業への投資を奨励する組織としてマレーシア投資開発庁 (MIDA) が存在する。また、以下の参考 1 および 2 のような、投資案件を調整・円滑化する取り組みが MIDA の下で行われている。

マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority : MIDA)

- **機能**：投資関連政策の提言、製造ライセンスや駐在員ポスト、税制優遇措置の申請への評価、企業のプロジェクト実施・運営への支援、産業開発に従事・関連する機関との情報交換や調整、主要機関のスタッフによる投資家へのアドバイスなど
- **役員の人員構成**：CEO1 名、副 CEO3 名、およびエグゼクティブ・ディレクター 8 名。エグゼクティブ・ディレクターは、それぞれ個別に、投資円滑化、企業経営サービス、投資政策支援（サービス業・製造業）、投資促進、製造業開発（非資源型・資源型）、サービス開発の分野を担当。
- **対象分野**：製造業、農業、バイオテクノロジー産業、環境技術（グリーンテクノロジー）部門、研究開発、訓練、海運・輸送業、情報通信技術など
- **URL（機能の説明）**：[Home - MIDA | Malaysian Investment Development Authority](#)、[Our Principles - MIDA | Malaysian Investment Development Authority](#)

マレーシア投資開発庁は、マレーシア産業開発庁法 (MIDA) 法に基づき 1967 年に設立された。マレーシア投資開発庁の目的は、製造業及びサービス業における投資を促進し、マレーシア産業発展のための計画を実施することである。

本庁は、クアラルンプールにある。支店は、国内では東マレーシアも含み 12 拠点存在し、海外は、東京と大阪を含む 20 拠点存在する。

同庁の機能・権限として以下のものがあげられる。

- ・ 産業振興と開発に関する政策と戦略を国際貿易産業大臣に提言すること
- ・ 製造ライセンスや駐在員ポスト、製造活動、観光、研究開発、訓練機関、ソフトウェア開発、原材料、部品、機械に関する税制優遇措置の申請を評価すること
- ・ 企業のプロジェクト実施・運営を支援し、連邦・州レベルの関係当局との直接協議・共同運営による支援を行うこと
- ・ 産業開発に従事する、または関連する機関間の情報交換と調整を促進すること

- ・ 投資家支援という MIDA の役割をさらに強化するため、主要機関のシニアクラススタッフ（人的資源省、マレーシア移民局、マレーシア税関、環境局、テレコム・マレーシアの職員が含まれる）がクアラルンプールの MIDA 本部に常駐し、政府の政策や手続きについて投資家にアドバイスすること

エグゼクティブ・ディレクター8名がそれぞれの担当分野を有しており、当該担当分野の中でさらに部署は細分化されている。全国投資事務部、外国投資促進部、国内投資・サプライチェーン調整部、投資後担当部、投資コンプライアンス部、投資統計部、産業人材管理・外国人部、関税課、企業経営部、人材管理部、財務・会計管理部、法務・政府関係課、戦略計画・政策提言（製造業）部、戦略計画・政策提言（サービス）部、事業サービス・地方業務部、電気・電子部、情報技術システム開発部、機械・金属技術部、建築技師・ライフスタイル部、運輸技術部、化学物質・先端材料部、ライフサイエンス・医療技術部、食品技術・資源型産業部、循環バイオエコノミー（CBE）ユニット、先端技術・研究開発部、石油・ガス・海洋・物流サービス部、グリーンテクノロジー部、ヘルスケア・教育・ホスピタリティ部と多種多様な部門が存在する。

参考1 プロジェクト加速化・調整室（PACU : Project Acceleration and Coordination Unit）

マレーシア投資開発庁は、プロジェクトベースの支援ツールとして2020年9月に、業種を問わず投資案件をワンストップで支援するプロジェクト加速化・調整室をクアラルンプールに設置した。同ユニットは、ポスト投資・インフラ支援課に配属されている職員が運営しており、オンラインシステム上で問い合わせをすることができる。

同ユニットは、マレーシア投資開発庁の管轄下であり、州当局、電力・通信事業者、税関、環境機関などと密接に連携し、事業の承認から実施までをスムーズに行うことを目的としている。また、投資家と前記のような各関連機関の橋渡しを行うことで、認可を受けた後に直面する課題の解消にも取り組むことができる。そのため、各種許認可に関する進捗状況をシステム上で確認することも可能となっている。新規事業を検討する者のみならず、進出済み企業も同ユニットを利用することができる。

参考2 デジタル投資局（DIO : Digital Investment Office）

マレーシア政府は、2021年2月に、デジタルエコノミーの成長によるマレーシア人の生活向上を目指す2030年までの10年計画となる「マイデジタル」を発表した。そして、マレーシア投資開発庁とマレーシア・デジタルエコノミー公社（MDEC）は、2021年4月に、両機関が連携しデジタル関連分野の投資を誘致するためのデジタル投資局（DIO : Digital Investment Office）をクアラルンプールに設立した。

同デジタル投資局は、マレーシア投資開発庁とマレーシア・デジタルエコノミー公社の共同プラットフォームであり、サービス・地域運営事業部に配属されている職員が運営している。基本的にはオンラインシステムで運営されているが、物理的な問い合わせをすることも可

能である。

従来、マレーシア投資開発庁、マレーシア・デジタルエコノミー公社、各州政府や経済回廊に分散していたデジタル企業の投資誘致政策を集約し、交通整理を行うことを目的としている。デジタル投資局は、統合した情報を、基に投資家に対していかなるサポートをどこの組織が提供するかを調整するとともに、投資認可手続きに関する各種支援を提供することができる。

第5. ローカル人材採用へのインセンティブ

1. シンガポール

(1) 雇用促進助成金制度 Jobs Growth Incentive (JGI)

2020年9月から2022年9月までの間において、ローカル従業員（シンガポール国籍者または永住者）の採用を支援することを目的としている。支援期間は、採用の時期と被採用者の特性（例：年齢）によって異なる。

2020年9月から半年単位でフェーズが設定されており、2022年4月から9月までの期間はフェーズ4の期間にあたる。フェーズ4においては、2022年3月の時点と比較して、ローカル従業員の総人数の増加および月額賃金が1400シンガポールドル以上のローカル従業員の人数の増加が必要である。ただし、シンガポールおよび外国の政府機関、駐在員事務所、休眠会社などは対象外となる。フェーズ4においては、2022年2月17日までに設立された会社が対象となる。

新規採用した、少なくとも6か月間勤労していない40歳以上の健常者、障がい者または前科者に対する、最初の6か月間の月給の最初の6000ドルの40%、次の6か月間の月給の最初の6000ドルの20%の助成金を受給することができる。

(2) 新給与補助金制度 Progressive Wage Credit Scheme (PWCS)

2022年予算で導入され、低賃金労働者の強制賃金引き上げに適応するため、または、低賃金労働者の賃金の自主的な引き上げのために、賃金に対する助成を受けることができる制度である。

- ・ シンガポール国籍者および永住者の従業員が対象となる。
- ・ 2022年から2026年まで、月額総賃金の昇給（上限2500ドルまで）に対して15～50%が助成される（2022、2023年は50%、2024、2025年は30%、2026年は15%）。
- ・ 2022年から2024年までは2500ドル～3000ドルまでの昇給に対しても15～30%助成される（2022、2023年は30%、2024年は15%）。
- ・ 対象となる各年の平均月額総賃金上昇額が少なくとも100ドルである必要がある。

- ・ 適格な各年の昇給は、2年間助成が維持される。

2. タイ

なし

3. インドネシア

労働集約型産業向けの法人税減税と総所得の軽減

投資優先事業分野に指定された45の分野を対象として、労働集約型産業への新規または拡張投資に対して、土地を含む有形固定資産の投資額の60%まで(商業稼働開始から毎年10%を6年間)総所得の軽減措置を受けることにより法人税が減税される。インドネシア人労働者を少なくとも300人雇用している投資が条件となる。

4. フィリピン

なし

5. ベトナム

なし

6. マレーシア

MyFutureJobs

2021年1月1日より、駐在員の雇用パス申請および外国人労働者の就労許可申請に先立ち、マレーシア人が当該ポストに応募する機会を広く提供するため、政府の求人サイトであるMYFutureJobsポータルにおいて30日間の広告掲載を行うことが必要となった。

MYFutureJobsは、政府のイニシアチブの一部であり、欠員を埋めるために地元の従業員を優先的に配置したのち、外国人労働者や外国人駐在員で埋めることを求めるものである。ただし、いくつかの駐在員のポジションについては自動的に免除される。具体的には、①上

級職（CEO や CFO など）、重要なポジション、月次収入が RM15,000 以上の駐在員、最高経営責任者など、②雇用主が駐在員事務所/地域事務所の場合、③投資者/株主/会社オーナー、④企業内移転/出向/貿易協定に基づく異動、⑤雇用主が国際機関の場合などである。採用奨励金制度をはじめとする短期経済回復計画（PENJANA）の取り組みを通じて、2020年6月5日に政府が発表したように、雇用主は毎月 RM800～RM1,000 の金銭的インセンティブが与えられる。技能訓練プログラムは、新たに雇用された地元労働者にも提供されている。

第6. 新型コロナを機に導入された投資誘致策・法制度

1. シンガポール

中小企業回復助成金 Small Business Recovery Grant (SBRG)

F&B、小売、観光、ホスピタリティの各セクターなど、過去1年間に新型コロナによる制限の影響を最も受けた中小企業に対する助成制度である。対象は以下の会社である。

- ・ シンガポールに所在し、2021年12月31日までに登録された活動中の事業体であること
- ・ 2021年12月31日までに内国歳入庁(IRAS)に提出された賦課年度2021年の年間営業収益が1億ドル未満であるか、または、2021年12月31日時点で200人未満の従業員を雇用していること

承認された会社は、各ローカル従業員に対して1000ドルが支給される(最大1万ドル)。少なくとも1人のローカルの事業主によって運用されている、ローカル従業員を雇用していない個人事業主またはパートナーシップは、2021年12月31日までに内国歳入庁(IRAS)に提出された賦課年度2021年の純取引所得が10万ドル以下の場合には、一律1000ドルが支給される。

2. タイ

(1) デジタルエコノミーとソフトウェア業界向けのパッケージ

ソフトウェア統合、人工知能、機械学習、ビッグデータ分析などのデジタルテクノロジーの採用をサポートするプロジェクトは、既存の事業に対してさらに3年間、50%の法人税免除が受けられる。申請は2022年末までに提出する必要がある。

(2) 特別経済開発区(SEZ)などにおける投資奨励措置の申請期限延長

申請期限を2022年末まで延長させた。

(3) ゲノミクス産業のための新しい特別経済ゾーン

東部経済回廊(EEC)のブーラパー大学にあるゲノミクスプロジェクトに、他のEECゾーンと同等のステータスを付与した。この新しいゲノミクス経済圏に対する投資により、税制上の優遇措置を受けることができる。

3. インドネシア

財務省規則 9/PMK.03/2021 TAHUN 2021 (PMK 9) に基づいて、源泉所得税、最終所得税、輸入税、付加価値税に対する 2021 年 6 月 30 日までが期限の税制上の優遇措置があったが、現時点における優遇措置については特に確認できなかった。

4. フィリピン

投資優先計画 (The 2020 Investment Priority Plan) に基づき、投資インセンティブの対象分野として、新型コロナウイルスのパンデミック対策に関連する事業および都市部以外での雇用機会を創出するプログラムを支援する活動への投資が追加された。投資委員会 (BOI) が、フィリピン人の生命、健康、安全、治安に対する深刻な脅威を緩和または回避し、フィリピン人の生活への長期的な悪影響や国内の経済活動の深刻な混乱に対処するという共和国法第 11469 号の国家目標の達成に極めて不可欠であると判断した場合には、最長 6 年間の所得税免税措置がなされる。

5. ベトナム

(1) 付加価値税の減税

新型コロナの影響により飲食や小売りをはじめ多くの事業者が経済的な打撃を受けたことから、2022 年末まで一部の商品やサービスに対する付加価値税 (VAT) が 10% から 8% に引き下げられた。

(2) 法人税の減税

新型コロナ対策関連事業に対する助成金と寄付については、2022 年の課税期間の法人税を算出する際に課税所得から差し引かれることとされた。

6. マレーシア

(1) 免税制度

2020 年 7 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間、外資がマレーシアの新設会社に製造を移管する新規投資に対して免税措置が設けられた。

3 年以内の投資額が RM3 億~RM5 億の場合は、10 年間の法人税が免除となり、3 年以内

の投資額が、RM5 億以上の場合は、15 年間の法人税が免除となる。

(2) 製薬会社の新規投資に対する優遇措置

2021 年税制改正において、医薬品（新型コロナウイルスワクチンを含む）に係る製薬会社の新規投資を促進するための優遇措置が提案された。期間は、2021 年 11 月 7 日から 2022 年 12 月 31 日までであり、優遇措置を利用するための条件を満たせば、最初の 10 年間は、法人税率が 0%~10%となり、その次の 10 年間は法人税率が 10%となる。

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が TNY Consulting (Malaysia) SDN.BHD. に作成委託し、2022 年 6 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび TNY Consulting (Malaysia) SDN.BHD. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび TNY Consulting (Malaysia) SDN.BHD. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・クアラルンプール事務所

E-mail：MAK@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

1. 税制					
シンガポール	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	マレーシア
各国共通の税制					
法人税 法人税率は、17%である。	法人税 法人税率は、20%である。	法人税 法人税率は、22%である。特定の条件を満たす公開会社は19%となる。	法人税 法人税率は、25%である。特定の内国法人は20%となる。	法人税 法人税率は、20%である。	法人税 法人税率は24%である。
源泉所得税 ロイヤルティー、利子、技術支援料などについて、シンガポールにおいて生じた所得が国外の非居住会社に支払われる場合は、源泉所得税の課税対象となる。	源泉所得税 配当金、利息、特許権・著作権などのロイヤルティーが課税対象となる。タイ国内で事業を営まない外国の会社への収益の送金は、租税条約による免税措置がなければ、課税対象となる。	源泉所得税 居住者に対する配当、利息、ロイヤルティーなどの特定の支払、個人に対する給与の支払などの所得税法に定める支払が課税対象となる。	源泉所得税 拡大源泉所得税 (Expanded Withholding Tax) と給与に関する源泉所得税 (Withholding Tax on Compensation) の2種類がある。	外国契約者税 国内の契約に基づき、国内において事業を行っている、または、所得を得ている外国の会社および個人に適用される。利息、ロイヤルティー、サービス料、リース料などに関する所得が対象となる。	源泉徴収税 非居住者がマレーシア国内において所得を得た場合、当該所得はマレーシア国内を源泉とする所得とみなされ課税対象となる。
個人所得税 個人の居住者には累進課税制度が適用される。最初の2万ドルまでの所得額には税率0%から、32万ドルを超える所得	個人所得税 居住者の場合、タイに源泉のある所得は、課税所得に対して0~35%の累進課税となる。非居住者は、タイに源泉のある所	個人所得税 税務上の居住者は一般的に国内外を問わず全ての所得に対して課税される。年間の課税所得によって5%~35%の累進課	個人所得税 居住国民の全世界所得、非居住国民・居住外国人のフィリピン源泉所得、非居住外国人でフィリピン滞在日数が年間180日	個人所得税 居住者は、所得の源泉がベトナム国内・国外を問わず、課税対象となる。非居住者は、原則として、ベトナム国内を源泉とす	個人所得税 居住者の所得に対しては所得金額帯ごとに累進税率(0~30%)が適用される。他方、非居住者の所得に対しては一律

<p>額には最高税率 22%(賦課年度 2023 年まで)まで課税される。</p> <p>非居住者である個人の所得には、15%で計算される税額、もしくは居住者に適用される税額のいずれか高い方の税額が適用される。</p> <p>物品・サービス税</p> <p>標準税率は 7%であるが、2023 年から 8%、2024 年から 9%に引き上げられる。</p>	<p>得に対してのみ所得税の納税義務がある。</p> <p>付加価値税</p> <p>物品やサービスの提供を継続的に行う事業者で、年間 180 万バーツを超える収入がある者は、VAT の納税義務がある。</p> <p>物品税</p> <p>嗜好品と考えられる特定の商品およびサービスに対して課税される。</p>	<p>税となる。非居住者のインドネシア源泉所得に対しては、原則として 20%の源泉徴収税が課される。</p> <p>付加価値税</p> <p>インドネシア国内で課税対象の物品の引渡しやサービス提供などが行われた場合に課税される。</p> <p>物品税</p> <p>タバコ、酒類などの、社会に対して悪影響を与える可能性があるものに対して課される。</p>	<p>を超える場合のフィリピン源泉所得は、累進税率 0～35%で課税される。非居住外国人でフィリピン滞在日数が年間 180 日以下の者は、フィリピン源泉所得に対して一律 25%の税率が適用される。</p> <p>付加価値税</p> <p>一定の例外を除き、物品の販売、交換、リース、物品の輸入およびサービスの提供が課税対象となる。</p> <p>物品税</p> <p>特定の輸入品または国産品に対して物品税が課せられる。</p>	<p>る所得が発生した場合に、納税義務が発生する。非居住者は、課税年度におけるベトナムに関連する雇用所得に対して一律 20%の税率で個人所得税が課される。</p> <p>付加価値税</p> <p>ベトナム国内において製造、販売、消費される物品およびサービスで、海外から輸入したものも含まれる。</p>	<p>30%の税率が適用されるが、雇用によるマレーシアでの就労が 60 日以内であれば、所得税法上は免税となる。</p> <p>売上税</p> <p>マレーシア国内に輸入される物品および課税事業者である製造業者が製造する物品が課税対象となる。税率は 10%であるが、政策的配慮から一部の品目については免税措置（食料品、鉱物性生産品、一部の機械装置など）や 5%への軽減措置（加工食品、建築資材、事務機器など）がとられている。</p>
---	---	---	--	---	---

					<p>サービス税 課税対象サービスをマレーシア国内で提供する場合に課される。原則として実際の取引価額が課税標準とされる。税率は、一律6%である。</p> <p>物品税 ビールなどの酒類、一定の加糖飲料、たばこ、自動車、トランプといった特定品目に対しては、物品税が課せられる。税率は課税対象品により異なる。</p>
個別の税制					
—	<p>特定事業税 金融機関、証券、保険、不動産販売業などの特定事業に課税される。</p> <p>相続税 1億バーツ超の相続税課</p>	<p>奢侈品販売税 特定の物品の引渡しやサービスの提供、輸入に対して一度だけ課される。</p> <p>炭素税 炭素を含む物品を購入す</p>	<p>パーセンテージ税 金融機関、保険会社、通信会社、電気ガス水道業者などはVATの代わりに、業種ごとに定められるパーセンテージ税が適用さ</p>	<p>ベトナム企業の売却による利益に対する資本譲渡利益税、生産・事業活動を行う組織や個人に対する事業免許税、環境に有害であるとみなされている</p>	<p>印紙税 特定の証書および文書に対して課される。</p> <p>不動産譲渡益税 不動産およびその資産の大半が不動産である</p>

	税対象資産を相続した相続人のうち、直系尊属または直系卑属の場合には5%、それ以外の場合には10%の相続税が課税される。	る、炭素を排出する活動を行う個人または法人に対して課される。	れる。	特定商品に対する 環境保護税 、ベトナムが指定する石油、鉱物、森林資源などの開発に対して課される 天然資源税 がある。	会社の株式の譲渡により利益を得た場合には、不動産譲渡益税が課される。 非居住者の貨物管理に関する課税 非居住者が貨物を管理するにあたり恒久的施設を通じて事業を行う場合、法人所得税が課される。
--	---	--------------------------------	-----	---	--

2. 投資インセンティブ

シンガポール	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	マレーシア
新規企業向け免税制度 新規に設立された会社を対象とする。設立から3年間、課税所得のうち、最初の10万シンガポールドルの75%および次の10万シンガポールドルの50%に対する法人税が免税となる。	業種に基づく恩典 以下の業種に対して最長8年間法人税が免除される。 <ul style="list-style-type: none"> •農業・バイオ・医療産業 •先進製造業 •基礎・裾野産業 •創造・デジタル産業および高付加価値サービス 	タックスホリデー制度 投資優先事業分野に指定された分野のうち、主にパイオニア産業の18分野に新規投資を行う会社を対象として、5年間から20年間にわたり、投資額に応じて法人税が50%または100%減	戦略的投資優先計画(SIPP)に基づく優遇措置優先分野 Tier 1 (投資優先計画(The 2020 Investment Priority Plan)) <ul style="list-style-type: none"> •雇用創出の可能性が高い事業 •生活に必須の商品やサ 	投資優遇分野、地域、条件に基づく優遇措置 事業内容や設立地域の性質に応じて、優遇される内容が異なる。投資優遇措置は、新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトに対し適用される。	パイオニアステータス 奨励事業または奨励製品にかかる事業(製造業、食品加工業、農業、ホテル業、研究開発、観光業など)から得た所得の全部または一部について、生産開始日から5年間に限り、法定

<p>部分免税制度 新規企業向け免税制度の対象とならない会社を対象とする。課税所得のうち、最初の1万シンガポールドルの75%および次の19万シンガポールドルの50%に対する法人税が免税となる。</p> <p>パイオニア・インセンティブ パイオニア企業として認定された企業は、5～15年、法人税が免税される制度である。</p> <p>開発・拡張インセンティブ パイオニア・インセンティブの対象外の企業を対象にした制度である。最大10年間、5%または10%の軽減税率が適用される。</p>	<p>技術に基づく恩典 以下の業種に対して最長10年間法人税が免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • バイオテクノロジー • ナノテクノロジー • 先端材料技術 • デジタルテクノロジー <p>競争力向上のための追加恩典 以下のとおり法人税が免除される。</p> <p>(1) 技術およびイノベーションの研究開発 300%</p> <p>(2) 技術・人材開発基金、教育機関、科学技術分野の専門訓練センターに対する支援 100%</p> <p>(3) 国内で開発された技術のライセンス料 200%</p> <p>(4) 高度技術訓練 200%</p>	<p>税される制度である。</p> <p>税制優遇措置 投資優先事業分野に指定された分野のうち183分野について、特定の事業分野、特定の地域への既存の投資に対して、以下の優遇措置を定めた制度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 投資額の30%までを年5%ずつ6年間課税所得から控除 • 減価償却期間の耐用年数を通常の2分の1に短縮 • 外国への配当にかかる税率を10%に軽減 • 欠損金の繰り延べ期間を特定の条件を満たす場合に最長10年まで延長 <p>特別控除優遇措置</p>	<p>ービスに関するセクターで非効率なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> • 産業の発展に必要なセクターに必要不可欠な支援を提供する事業 • 潜在的な競争優位な事業を実現させるもの <p>Tier 2</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現地で生産されていない、産業開発および輸入代替に不可欠な供給品の生産や仲介サービスを提供する事業 <p>Tier 3</p> <ul style="list-style-type: none"> • 付加価値、生産性、効率の向上、科学と健康の飛躍的進歩を通じて高給の仕事をもたらす研究開発 • 新しいノウハウや知的財産の生成 • 特許、意匠、著作権および実用新案の商品化 • 高度に技術的な製造 <p>経済の構造的変革に不可</p>	<p>特定の投資優遇分野、地域、条件に該当する場合には、以下の優遇措置が受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 投資の実施期間またはその一部の期間において、通常税率より低い法人所得税率の適用などの優遇措置 <p>科学・技術企業を対象とした優遇措置 科学技術製品の生産および取引から所得を得ている企業は、4年間の税控除とその後9年間の50%の減税措置を受けられることができる。</p> <p>環境保護事業を対象とした優遇措置 環境保護事業は一定条件の下、法人税の優遇を受けられることができる。</p>	<p>所得の70%が免税となる。</p> <p>投資控除 (ITA) 奨励事業を営むまたは奨励製品を生産する会社につき、最初に適格資本的支出が発生した日から5年間に発生した適格資本的支出（工場、機械設備などに対する支出）の60%の投資控除が認められる。</p> <p>再投資控除 (RA) 36カ月以上事業を営んでいる居住会社であることなどの一定の条件を満たす会社に対し、工場や機械設備などへの適格資本的支出の60%の投資控除を認める。</p> <p>自動化に関する優遇措</p>
---	---	---	---	--	---

<p>土地集約化に関する税務上の減価償却 (Land Intensification Allowance : LIA) 製造およびロジスティクス部門の事業が対象となる。都市再開発庁 (URA) が定める区域に一定の産業用建物を単独または複数の事業者で取得などする場合、建物および構築物の建設、改築または拡張について直接生じた費用について、25%の減価償却および5%の年間の減価償却が認められる。</p> <p>知的財産開発インセンティブ (IP Development Incentive : IDI) 研究開発 (R&D) 活動から生じる知的財産権の使用および商業化の促進を目</p>	<p>(5)製品およびパッケージデザイン 200%</p> <p>地方分散のための追加恩典 特定の業種につき、1人当たりの国民所得の低い20県に立地する場合、5年間にわたり法人税を50%減税または、法人税免除期間が3年間追加される。</p> <p>工業用地開発のための追加恩典 特定の業種につき、工業団地または奨励される工業地区に立地する場合、法人税免除期間が1年追加される。</p> <p>工業用地開発のための追加恩典 特定の業種につき、工業団地または奨励される工</p>	<p>労働集約型産業に対して、有形固定資産（主たる事業の用に供する土地を含む）の形態で投資された価額の60%を上限として純利益から特定期間にわたり均等に配分して控除される。</p> <p>特定技能における人材開発・養成に対して、当該活動に支出されたコスト総額の200%を上限として利益総額から控除される。</p> <p>インドネシア国内における特定のR&D(研究開発)活動に対して、当該活動に費やした価額の300%を上限として利益総額から控除される。</p> <p>経済特区制度 インドネシアには経済特区が18か所あり、経</p>	<p>欠、かつ、相応の進歩が必要な事業</p> <p>優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業について4~7年間の免税期間が付与される（首都圏からの移転は3年間追加、災害・紛争から復興している地域に所在した場合は2年間追加）。 対象事業について一定期間の優遇税率期間が付与される。 売上粗利相当に5%の特別法人税率（Special Corporate Income Tax）を適用（輸出企業のみ）、または、追加控除（Enhanced Deductions）を適用したうえで一般法人税率が適用される。 <p>以下の税控除がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費(建物10%、機械20%) 	<p>対象事業における新規投資は、10%の優遇税率を15年間受けることができる。大規模プロジェクト、先端技術分野など、一定の条件を満たす場合、優遇税率は30年まで延長可能となる。</p> <p>対象事業における新規投資は、4年間の免税、9年間の50%減税を受けることができる。</p> <p>裾野産業の発展を目的とした優遇措置 繊維・縫製産業、皮革・履物産業、電子産業、自動車製造組立産業、機械製造産業、ハイテク産業向け裾野産業製品が主な対象となる。</p>	<p>置 ゴム、プラスチック、木材、家具、繊維の製造業は、2023年までに自動化に伴って生ずる適格資本支出に対して最初のRM400万について、20%+80%の加速度償却および100%相当額の免税を受けることができる。前記以外の製造業は、2023年までに自動化に伴って生ずる適格資本支出に対して最初のRM200万について、20%+80%の加速度償却および100%相当額の免税を受けることができる。</p> <p>インダストリー4.0 (Industry 4WRD) 中小企業の生産性向上およびスマートマニュ</p>
---	--	--	--	--	--

<p>的として導入された。認定を受けた企業は、知的財産権の商業利用による対価に対して、5%または10%の軽減税率が適用される。</p> <p>エンタープライズ開発助成金 コンサルタント費用、ソフトウェアと機器、および内部の人件費を対象とした助成金である。</p>	<p>業地区に立地する場合、法人税免除期間が1年追加される。</p> <p>その他、南部国境地域における投資奨励措置、特別経済開発区(SEZ)における投資奨励措置効率向上措置といった優遇政策がある。</p>	<p>経済特区内の産業に対して、特定の条件を満たせば、最大25年間にわたって約20%~100%の減税となるほか、原材料の輸入に対する付加価値税が免除される。さらに、経済特区に投資する外国人投資家は資産を所有し、居住許可を得ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 (150%) ・研究開発 (200%) ・研修費(200%) ・国内投入費用 (150%) ・電力コスト (150%) ・製造業への再投資引当金(最大50%) <p>その他、付加価値税(VAT)、関税の免除措置がある。</p>		<p>ファクチュアリング化を目指すもので、マレーシア資本60%以上の中小企業の場合は、実現可能性評価(RA: Readiness Assessment)にかかる費用を政府が全額負担する。</p> <p>実際の技術導入を進めるために支出した費用や、研究開発や教育訓練、設備の現代化や更新、新技術のライセンス取得や購入、国際標準/認証の取得に係る費用に対して、補助金を申請することができる。</p> <p>環境技術(グリーン・テクノロジー)に関する優遇措置 マレーシア環境技術公社(MyHIJAU)のリス</p>
--	---	---	---	--	---

					<p>トにおいて承認された環境投資減税（GITA）対象資産を取得する場合に、申請により当該対象資産について100%の投資控除を受けることができる。</p> <p>造船・船舶修理業に対する優遇措置 造船・船舶修理業に関する新会社は、生産開始日から5年間、法定所得の70%が免税となる。</p> <p>輸出信用リファイナンス（ECR）制度 輸出業者に対して短期融資を提供する制度であり、融資はマレーシア輸出入銀行によってリファイナンスされた商業銀行を通じて行わ</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>れる。RM1 万～RM5,000 万を限度額とした2種類の ECR 融資制度がある。</p> <p>輸出信用保険の二重控除 輸出信用保険料の支払いは、二重控除の対象となる。</p> <p>輸出促進費用の二重控除 居住者会社が、マレーシアの工業製品および農作物の輸出を促進するために支出された一定の経費は、二重控除の対象となる。</p> <p>非居住者の貨物管理保全地域内における貨物管理 保税地域内では、非居</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>住者は自己の名義で貨物管理を行うことはできないが、一般代理人を指定し、貨物管理を行うことができる。</p> <p>保税地域外では、マレーシアの内国貨物とみなされ、非居住者名義であっても貨物管理を行うことができる。</p>
--	--	--	--	--	---

3. 地域統括拠点への優遇措置

シンガポール	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	マレーシア
<p>金融・財務センターに対する税制優遇制度 (Finance And Treasury Centre Incentive : FTC)</p> <p>シンガポール国内のオフィスまたは関連会社に財務、投資または金融サービスを提供する部門を有する会社を対象とする 8%</p>	<p>国際ビジネスセンター (International Business Center : IBC)</p> <p>IBC</p> <p>国内外の関連会社に様々なサービスを提供することを目的として、管理、財務、調達、研究開発、技術サポート、金融アドバイ</p>	特になし	<p>地域統括本部 (Regional Headquarters : RHQ)</p> <p>国際取引を行う多国籍企業の管理本部として機能する支店形態である。フィリピンにおいて収入を得ることは認められていない。年間5万米ドルの資本に相当する金額を、運営費</p>	特になし	<p>プリンシパル・ハブ</p> <p>プリンシパル・ハブとして認められた新設会社は、5年間適格所得に対して0%または5%の法人税率が課されることになる。既存会社の場合は、同様に一定の条件の充足を</p>

<p>の軽減税率が適用されるほか、承認された事業のための銀行からの借入れに対する利息の支払いに対して免税される。適用期間は 2026 年 12 月 31 日までである。(根拠法令：所得税法 43E 条)</p> <p>グローバル・トレーダー・プログラム (Global Trader Programme : GTP)</p> <p>エネルギー、化学製品、金属・鉱物、農産物、消費財、電子機器などの国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社を対象とする。3～5年間、5%または 10%の軽減税率が適用</p>	<p>ザリー、国際貿易などの地域統括事業を行う会社に対する投資奨励策である。特定の条件を満たした会社は以下の特典が受けられる。</p> <p>BOI による特典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人による 100%の株式保有が可能 ・土地所有の許可 ・機械類に対する輸入関税の免除 (研究開発および訓練活動目的のみ) ・投資奨励業種に従事する熟練労働者・専門技術者の入国許可 <p>歳入局による特典</p> <p>国内外の関連会社からのサービス収入に対する経費支出が年に 6000 万バーツ以上であれば 8%、年に 3 億バーツ以上であれ</p>		<p>を補うために送金することが義務づけられている。企業は RHQ の設立によってさまざまな優遇措置を受けることができる。</p> <p>地域事業統括本部 (Regional Operating Headquarters : ROHQ)</p> <p>フィリピン、アジア太平洋地域およびその他の外国市場で事業を行う関連会社および子会社ならびに支店へ管理業務・計画、事業計画・調整、原材料の調達、財務アドバイザーサービスなどのサービスを行うための統括本部として機能する支店形態である。</p> <p>RHQ とは異なり、フィリピンにおいて収入を得ることは認められるが、最低 20 万米ドルの資本に相当</p>		<p>前提として、5 年間、適格所得に対して 10%の法人税率が課されることになる。</p> <p>グローバル・トレーディング・センター</p> <p>貿易事業に対する優遇措置として、グローバル・トレーディング・センターが導入された。一定の条件を充足し、グローバル・トレーディング・センターの優遇措置の適用を受ける会社は、5 年間、10%の法人税率が課される。</p> <p>マルチメディア・スーパー・コリドー</p> <p>マレーシアをアジアにおける IT 開発の拠点とすることを目的</p>
---	--	--	--	--	---

<p>される。適用期間は 2026 年 12 月 31 日までである。(根拠法令は、所得税法 43I 条)</p>	<p>ば 5%、年に 6 億バツ以上であれば 3%の法人税に対する軽減税率が適用される。 国内外の関連会社からの受取配当金については法人税が免除される。</p>		<p>する金額を払い込む必要がある。RHQ と同様に優遇措置を受けることができる。</p>		<p>に、マレーシア政府がマルチメディア製品やサービスを創出・流通させ、または利用する場を提供する。月給 RM5,000 以上の従業員を 50 名以上、または月給 RM1 万以上の従業員 30 名以上雇用し、かつ年間の事業経費が RM350 万以上の場合は、対象所得の 100%が免税となる。</p>
---	--	--	---	--	--

4. ワンストップセンター					
シンガポール	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	マレーシア
<p>経済開発庁 (Singapore Economic Development Board : EDB) 経済開発庁法 (Economic Development Board Act 1961) に基づき、1961 年に設立された政府機関で</p>	<p>タイ投資委員会 (Thailand Board of Investment: BOI) 産業振興法 (Industrial Promotion Act) に基づき、1966 年に設立された政府機関であり、首相府</p>	<p>インドネシア投資省 (Indonesian Investment Coordinating Board : BKPM) 1973 年に設立されたインドネシア共和国大統領の直属機関である。日本(東</p>	<p>フィリピン投資委員会 (Board of Investments : BOI) 貿易産業省(DTI)の部署の一つであり、貿易産業省の権限の下で運営されている。</p>	<p>ベトナム計画投資省 外国投資庁 (Foreign Investment Agency : FIA) 計画投資省の一部門であり、ベトナムの投資促進機関として機能している。同庁は、2017 年 12 月</p>	<p>マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority : MIDA) マレーシア産業開発庁法 (MIDA) 法に基</p>

<p>あり、貿易産業省の下に設置されている。日本(東京)を含む19か所の海外事務所がある。</p> <p>製造業および国際的取引が可能なサービス分野を対象とした投資促進と産業開発を行っている。</p> <p>新規に投資することを検討している場合、既存の事業を成長・拡大させることを検討している場合のいずれにおいても支援を行っている。</p>	<p>の下に設置されている。日本(東京、大阪)を含む16か所の海外事務所がある。</p> <p>特定の産業に対して、税制上の優遇措置、税制以外の優遇措置に関する決定・変更を行っている。</p> <p>また、投資促進に関する規則や投資規制についての助言・情報の提供などの支援を行っている。</p>	<p>京)を含む8か所の海外事務所がある。</p> <p>製造業、発電、石油・ガス、観光など、ほぼすべてのセクターの投資認可について委任を受けて対応している。</p> <p>2015年にPTSPセンター(統合ワンストップサービスセンター)が設立され、22の省庁と政府機関の機能を1カ所に集約している。実行予定の投資対象に関する様々な相談、照会、進出のための書類手続きを容易にするサービスの提供や、投資関連の許認可事項の処理などを行っている。</p>	<p>オムニバス投資法に基づき、政府のインセンティブの対象となる投資分野のリストである投資優先計画(IPP)に列挙されている活動に従事する企業に免税、その他インセンティブを提供している。</p> <p>同委員会は、フィリピンでビジネスを行う上でのワンストップセンターとして機能しており、フィリピン人および外国人投資家の事業立ち上げを支援する。</p>	<p>22日付の計画投資省決定に基づき設置されている。特定の産業に日本企業の進出に対するサポートとして、南部投資促進センター(IPCS)、北部投資促進センター(IPCN)および中部投資促進センター(IPCC)が設置されており、それぞれジャパンデスクが設置されている。ジャパンデスクでは、ベトナム外国投資庁の窓口として機能し、投資、事業進出に関する相談、セミナー・勉強会などの開催、ビジネスマッチング、日ベトナム双方の地方機関・組織との連携などを行っている。</p>	<p>づき1967年に設立された。製造業及びサービス業における投資を促進し、マレーシア産業発展のための計画を実施する機関である。</p> <p>本庁は、クアラルンプールにある。支店は、国内では東マレーシアも含み12拠点存在し、海外は、東京と大阪を含む20拠点存在する。</p> <p>投資関連政策などの提言、製造ライセンスや駐在員ポスト、税制優遇措置の申請を評価、企業のプロジェクトの実施・運営についての支援、産業開発に従事または関連する機関との情報交換や調整の促進、主要機関</p>
--	---	--	---	--	--

別添資料

					のスタッフによる投資家へのアドバイスなど、多種多様な支援を行っている。
--	--	--	--	--	-------------------------------------

5. ローカル人材採用へのインセンティブ					
シンガポール	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	マレーシア
<p>雇用促進助成金制度 Jobs Growth Incentive (JGI) 2020年9月から2022年9月までの間において、ローカル従業員（シンガポール国籍者または永住者）の採用を支援することを目的とする制度である。</p> <p>新給与補助金制度 Progressive Wage Credit Scheme (PWCS) 2022年予算で導入され、低賃金労働者の強制賃金引き上げに適応するため、または、低賃金労働者の賃金の自主的な引き上げのために、賃金に対する助成を受けられることができる制度である。</p>	特になし	<p>労働集約型産業向けの法人税減税と総所得の軽減 投資優先事業分野に指定された45の分野を対象として、労働集約型産業への新規または拡張投資に対して、総所得の軽減措置を受けることにより法人税が減税される制度である。インドネシア人労働者を少なくとも300人雇用している投資が条件となる。</p>	特になし	特になし	<p>MyFutureJobs 雇用主は、駐在員の雇用パス申請および外国人労働者の就労許可申請に先立ち、政府の求人サイトであるMYFutureJobsポータルにおいて30日間の広告掲載を行うことが必要である。採用奨励金制度をはじめとする短期経済回復計画(PENJANA)の取り組みを通じて、雇用主は毎月RM800～RM1,000の金銭的インセンティブが与えられる。</p>

6. 新型コロナを機に導入された政策					
シンガポール	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	マレーシア
<p>中小企業回復助成金 Small Business Recovery Grant (SBRG)</p> <p>F&B、小売、観光、ホスピタリティの各セクターなど、過去1年間に新型コロナによる制限の影響を最も受けた中小企業に対する助成制度である。</p>	<p>デジタルエコノミーとソフトウェア業界向けのパッケージ</p> <p>デジタルテクノロジーの採用をサポートするプロジェクトに対して、既存の事業に対してさらに3年間、50%の法人税免除が受けられる制度。</p> <p>ゲノミクス産業のための新しい特別経済ゾーン</p> <p>東部経済回廊（EEC）のブーラパー大学にあるゲノミクスプロジェクトに、他のEECゾーンと同などのステータスが付与され、税制上の優遇措置を受けることができる。</p>	<p>財務省規則</p> <p>9/PMK.03/2021 TAHUN 2021(PMK 9) に基づいて、源泉所得税、最終所得税、輸入税、付加価値税に対する2021年6月30日までが期限の税制上の優遇措置があったが、現時点における優遇措置については確認できなかった。</p>	<p>投資優先計画（The 2020 Investment Priority Plan）</p> <p>に基づき、投資インセンティブの対象分野として、新型コロナウイルスのパンデミック対策に関連する事業および都市部以外での雇用機会を創出するプログラムを支援する活動への投資が追加された。</p>	<p>付加価値税の減税</p> <p>新型コロナの影響により飲食や小売りをはじめ多くの事業者が経済的な打撃を受けたことから、2022年末まで一部の商品やサービスに対する付加価値税（VAT）が10%から8%に引き下げられた。</p> <p>法人税の減税</p> <p>新型コロナ対策関連事業に対する助成金と寄付については、2022年の課税期間の法人税を算出する際に課税所得から差し引かれることとされた。</p>	<p>免税制度</p> <p>期間を2020年7月1日から2022年12月31日までとし、外資がマレーシアの新設会社に製造を移管する新規投資に対して免税。投資額に応じ10年間の法人税が免除の可能性。</p> <p>製薬会社の新規投資に対する優遇措置</p> <p>期間を2021年11月7日から2022年12月31日までとし、医薬品に係る製薬会社の新規投資を促進するための優遇措置。一定の条件を満たせば、10年間の法人税が免除の可能性。</p>